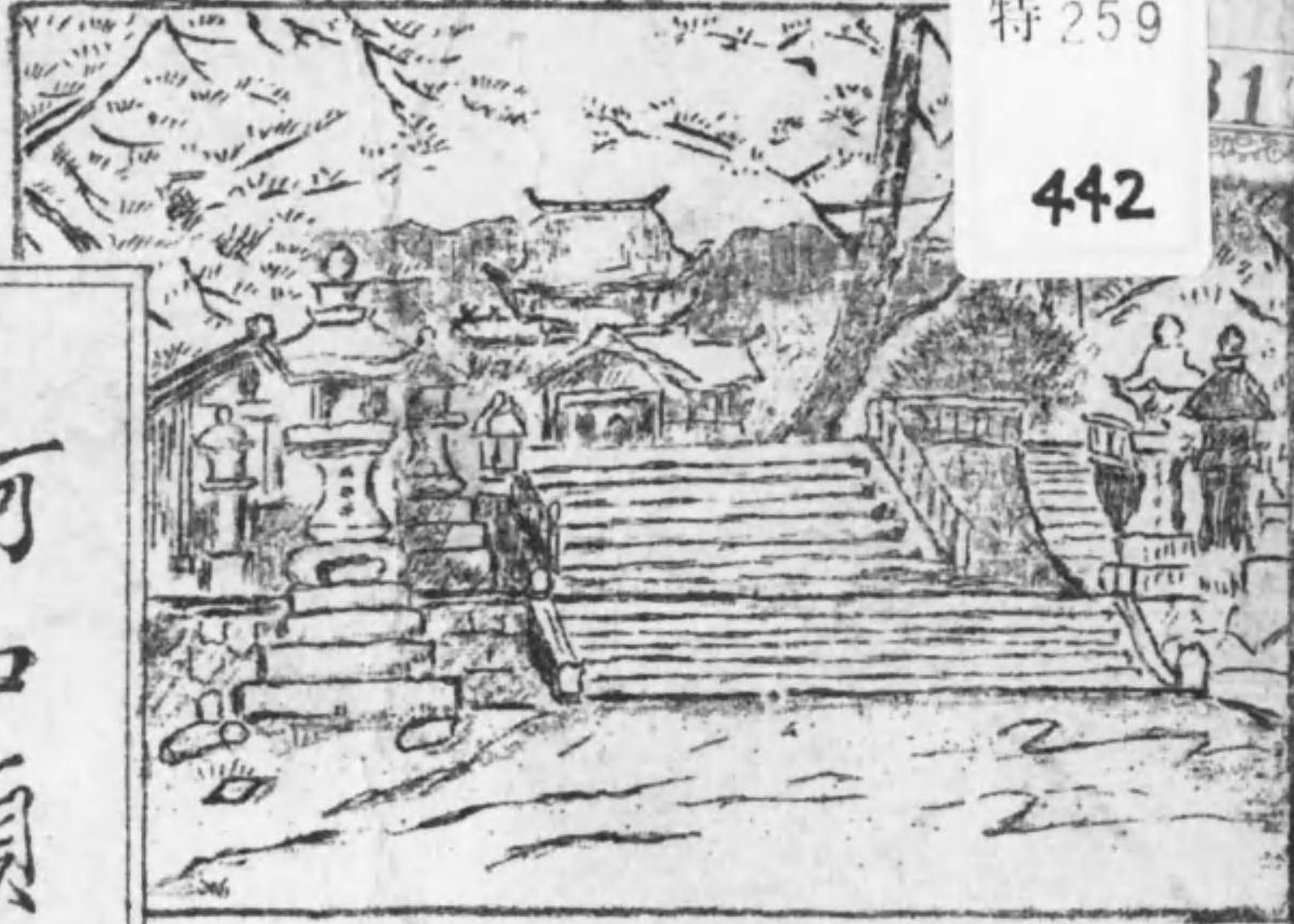
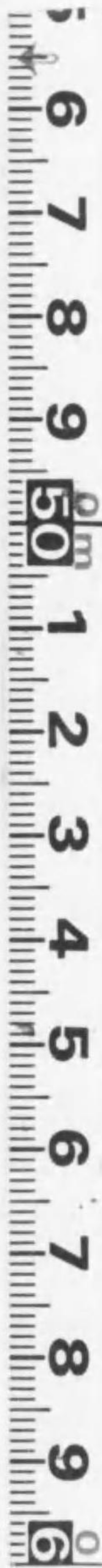


阿知須町郷土誌



特 259

442

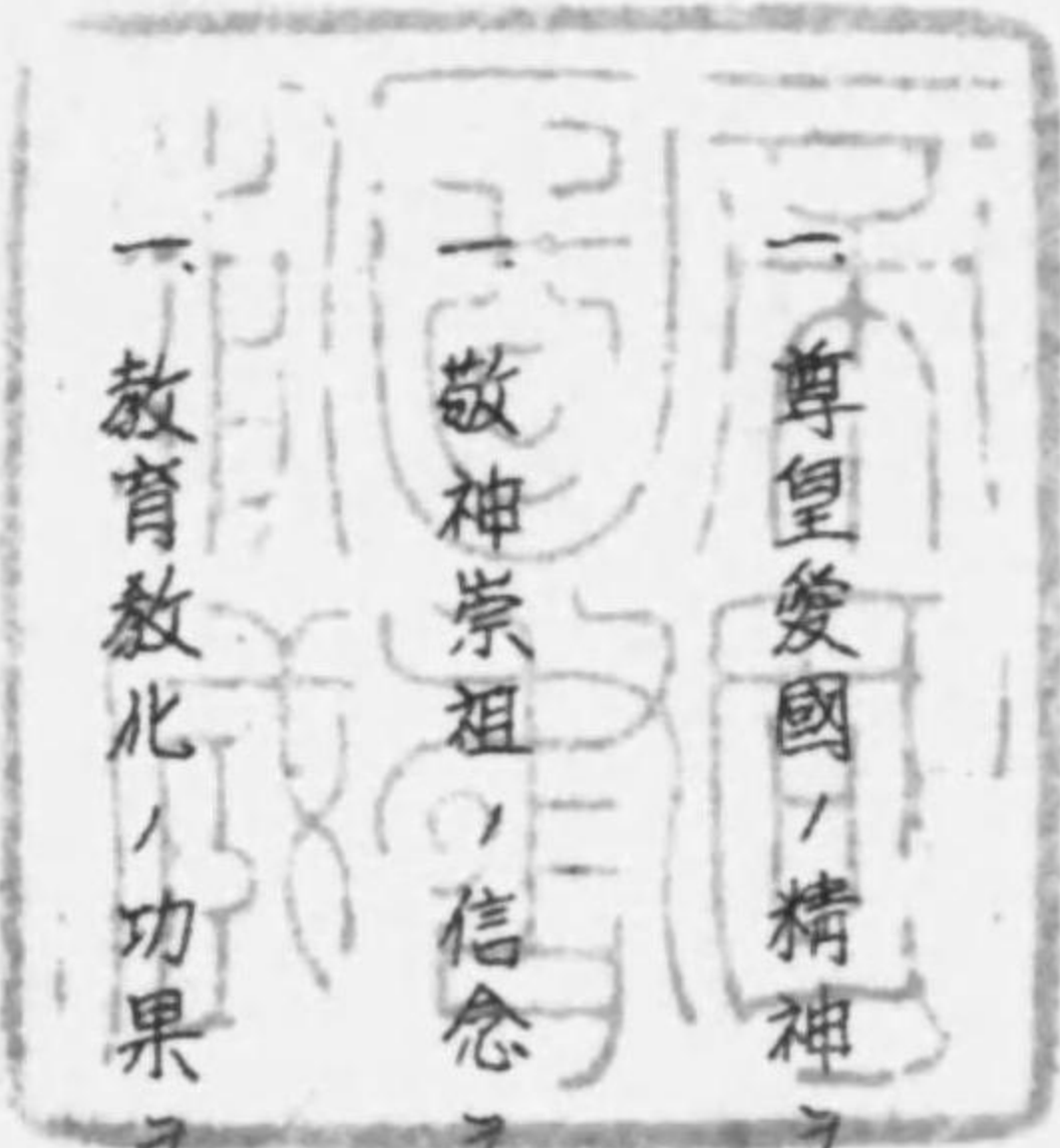


始



持 259  
442

阿知須町憲



- 一 尊皇愛國ノ精神ヲ發揮シ忠存ノ大義ニ遵ヒ國民道德ノ實踐ヲ期スヘシ
- 一 敬神崇祖ノ信念ヲ體得シ報恩ノ至誠ヲ致シ全町美風ノ繼承ヲ期スベシ
- 一 教育教化ノ効果ヲ尊重シ後進ノ誘掖ニ努メ舉町文化ノ進展ヲ期スヘシ
- 一 勤儉治産ノ實績ヲ累積シ隣保ノ共榮ヲ計リ閭町經濟ノ増進ヲ期スヘシ
- 一 和衷協同ノ利福ヲ念願シ諸般ノ中正ヲ執リ本町百年ノ隆昌ヲ期スベシ



## 序

郷土を愛することは人心の常である。此の心の強烈さは能く郷土の歴史を知ることによって加はる。即ち郷土の過去より現在に及べる諸般の事物の變遷推移を知るることによって郷土の祖先の恩澤を懐ひ、先輩の勞苦を愧び、愛郷の念を増し、長ずる所あれば喜んで益々長ぜしめむことを思ひ、短なる所あれば慨いて速に補はむと願ふは郷土に對する郷土人の道念である。こゝに於てか郷土誌の必要がある。然るに我が町には、これまで郷土誌の編纂が無く、有つたとしても断片的のものに過ぎなかつたので、心有る者の毎に憾とする所であつた。よつて、昨、皇紀二千六百年にあたり、記念事業の一としてこれを編纂せしむることに議が決した。ついでには其の人を得、其の進行に

考慮した。時恰も非常時局に際し、各方面の町務極めて繁劇、爲めに意外に遷延し遂に今年に入って此の編纂主任を斯道に経験ある塚本小治郎氏に囑託した。氏は老軀を厭はず日夜精勵、東西に奔走して史料の蒐集に力め六ヶ月間の短時日を以て此の編を成し遂げられた。

これによつて史實の煙滅を防ぎ、古に鑑み、今を照らし、郷土の祖先先輩の恩澤を感謝し益々郷土を愛し、助長補短以て本町各方面の發展を圖り、隆昌を期することが出来るであらう。洵に喜悅に堪へない事である。茲に印刷に附し配布するに際り一言以て序とする。

昭和十六年六月

阿知須町長

河

崎

嶋

一

### 凡 例

- 一 本誌は 皇紀二千六百年記念として編纂したので大要は昭和十五年末までを本體として書いた。然し、事項記述の都合によつて昭和十六年現在に及んだこともある。
- 一 大體は年次に従つて記述したのであるが、止むを得ずして後先に書いた所もある。又、それ／＼の事項を別けて書いたが、中には一括して書いた所もある。例へば農業に土木の一部を入れて書いた等である。又、数多あるものは代表的のものを書いて他は省略したものもある。
- 一 本誌の記述に深淺粗密のあるのは資料の多少厚薄によつて致し方のないことである。何分文献の微すべきものが少ないことは遺憾に堪へない。
- 一 本誌の記述に餘分なこと、愚小ことも書いたことがある。編中、風俗年中行事の如きはそれである。或は蛇足の譏もあらうが、後の世の人の参考にもと書き留めておいたのである。

阿知須町郷土誌目次

一	總説	九
二	戸口	二
三	行政	一八
四	生業	三三
	(一) 農	三三
	(二) 林	三四
	(三) 商工業	三八
	(四) 漁業	三九
	(五) 廻船業	四四
五	教育	四七
六	兵事	五七
七	警防	六二

一 本誌は口語文で書いたが、古文書類は原文のまま、でそれに訓語を附けたのである。但し、餘り長いのは省略したのもある。

一 本誌には過去の人、并に現存の各位に對しても敬語を省いて書いた。寛容を乞ふ。

一 本誌を編纂するにあつては、町當局、諸會の當事者、上野直次郎氏、其の他有志諸氏から多大の便宜と援助を興へられたことを感謝する。

一 何分短時日間の編纂で、粗漏や誤謬等もあらうかと恐れてゐる。幸に他日其の人を得て修正補遺の期の有らんことを念願して休まない。

八 衛生  
九 農業方面土木

- (一) 萬年溜池と用水路
- (二) 黒谷溜池及耕地整理
- (三) 萬年溜池土樋改修と用水路改造
- (四) 東牧ノ江開作

一〇 交通運輸  
一一 風俗

- い 家屋
- ろ 衣服
- は 飲食
- に 冠り物 履物
- ほ 娯樂

一二 言語  
一三 年中行事

一四 文明利器の輸入  
一五 神社

- 一 郷社北方八幡宮
- 二 阿知須浦明神社
- 三 日吉社

一六 宗教

(一) 寺院

- 一 明樂寺
- 二 本龍寺
- 三 菩提寺
- 四 増光寺
- 五 其の他

- (一) 願久寺
- (二) 岩倉觀音堂
- (三) 井關説教所

(3) 教會

七

一三

一〇

一五

一八

二六

三五

三五

三五

三五

三五

三五

三五

三五

六五  
六九  
六九  
七二  
七三  
七三  
七三  
七六  
七九  
八二  
八五  
八八  
九〇  
九八  
一〇七

六

- 一 靈泉院
- 二 金光教會
- 三 立岩稲荷教會
- 四 天理教會

七 學 者

- 佐々木 尚 陽
- 佐々木 松 暉
- 中 川 比 齋
- 吉 岡 郷 甫

八 舊 跡 傳 説

- 貝殼山 塚穴 乱石石 首谷ヶ浴 水虎石と馬石
- 龍岩 牛の柱 御伊勢山 滑岩と富家社家

附 録  
金石誌

阿知須町郷土誌

阿知須町編纂

一 總 説

阿知須町は吉敷郡の南部に位置し、東は海に面し、南は東岐波、西岐波の面に境し、北は佐山村に接し、西は厚狭郡二俣瀬村に界してゐる。地形は東西に稍長く不整の長方形をなし、面積は約一方里三六と算せられてゐる。本町の西部地方は大半は高丘をなし、其の支脈は東に向つて三條の帶狀高地をなして延び其の一派は字北方より左に折れて櫛ヶ崎に至つて盡き、其の中一派は中部を貫いて岩倉に及び、其の南の一派は東岐波村との分水界を爲して海濱に及び火の山を起す。此の三條高地の間に二條の低地があり、井関川、須田川が東に流れて海に注ぐ。



西部一帯及び東部の高丘は花崗石層、須田北方は第三世紀層、低地はすべて洪積地である。

按ずるに、上古は海水が遠く南は引野不床、北は須田河内附近までも出入し、海岸にも巨大の樹木が鬱蒼と茂つておたと想像せられる。現在の地名に沖田塩田等があるのは其の證であり、井関の南方榎尾附近の水田の底に巨大な樟の古根の有ったことは當年の樹林の光景を推測することが出来り。然るに幾千年間の風雨の作用は、漸次に高地の土砂を流出し未つて低地を埋め、海水を東に退けて低平地を形成した。現今、西部一帯の山地に高く露出してゐる岩石、岡山の烏帽子岩、岩倉地方の露出岩を見ても知ることが出来る。砂脚、牧江の如きは河川より流出する砂土と風潮の作用によつて成つたことも亦容易に推考が出来り。天保風土注進案中、阿知須浦の部に、

菅浦に長さ六百間、幅一間半の洲ありて海中に出づ、此の洲に小鴨の群れ遊ぶ事常なれば浦を阿知須といひ、地方を鴨生原と稱する由、古老の申傳に御座候。

とある。亦以て海陸変遷情況の一斑を推知すべく、阿知須の名の由来をも知るべし。

吾等は郷土の世々の祖先が、過去の長き年月、此の地域にあつて、克く風水と闘ひ、克く幾多の困難に堪へ、次々に草萊を開拓し耕土を擴めて生活安住の郷里とし、相寄り相助け、各時代の行政下に皇國臣民たるの本分を盡し、生業の發達を図り、文化の進展に努め、年を追ふて郷村の實力を増し、村勢を加へ遂に現今の町制を布くに至らしめたことを感謝せねばならぬ。

## 二 戸 口

上古既に住民のあつたことは引野の西北に貝殻山があり、岩倉の東方丸塚山の東麓に塚穴が残存してゐることでも明かである。貝殻山には多くの枯れた貝殻が樹草の間に堆積して居り、土器の破片がそれに混じてゐる。蓋し、其の當時の住民が近海から魚貝を採つて食ひ、其の貝殻を棄つたものである。尚、其處に當時の墳墓と想はれるものかニ三残つてゐる。丸塚山の麓にある塚穴は其の當時の住民の墳であることは疑ふべくもない。此の種の塚穴は鴨生原の高地

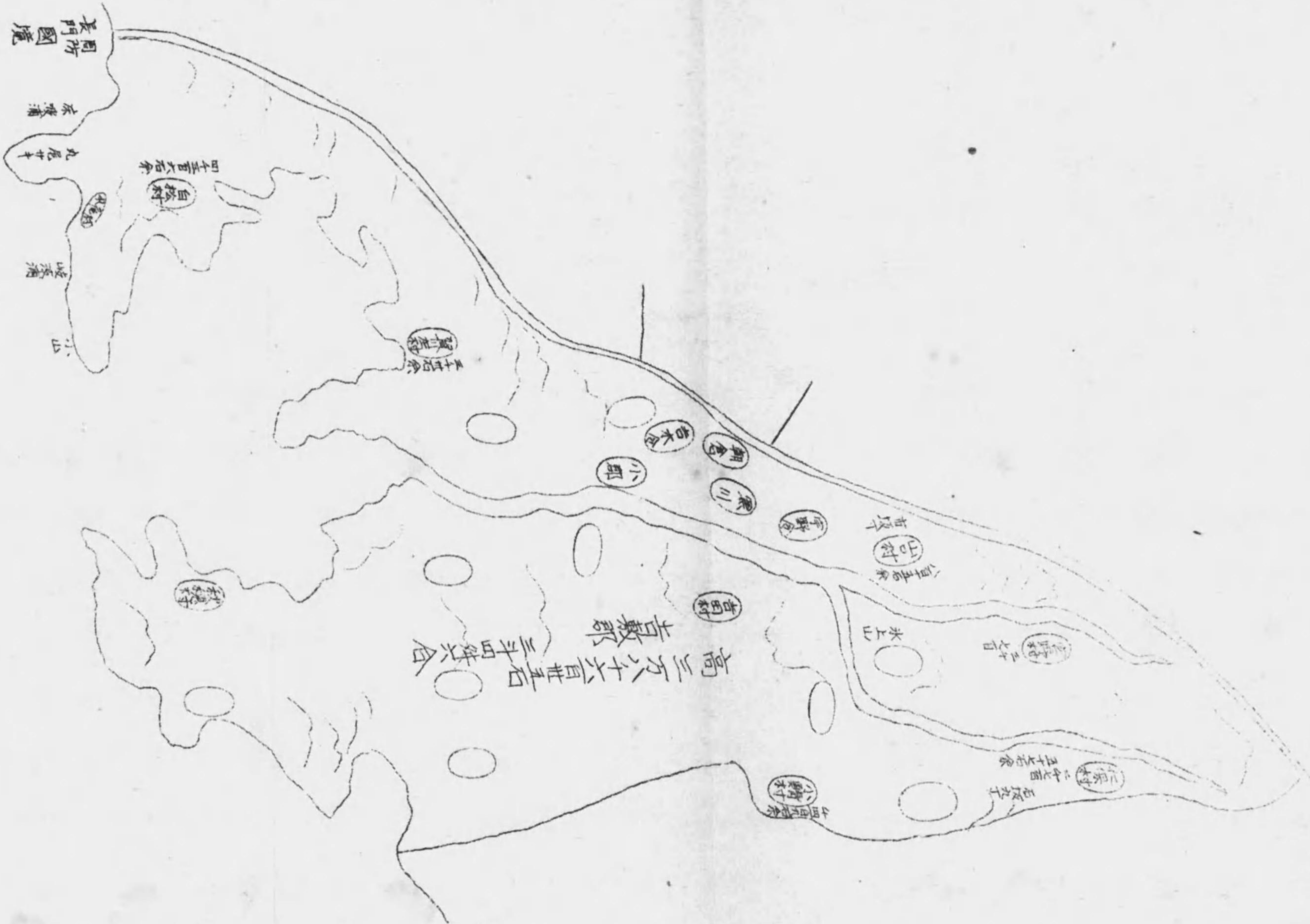
海に面せる箇所にもあつたが、今は開墾せられて無いやうになつた。

(備考)

此の種の塚穴は獨り我が町のみでなく、嘉川村の千見居附近、佐山村の新地の北方狐越、秋穂ニ島村長浜附近にもあり、西岐波村海岸四十塚と稱する地にもある。「大昔、天にニ箇の太陽があつて炎暑烈しかつた際の居民の健穴」又は「酒屋、米屋等の居倉であつた」と云ふは非である。或は「二つの太陽があつたのを、土龍が羊番菜の弓矢を作り樹の梢に登つて其の一つを射落した」といふ神話めいた荒唐無稽の傳説に誤られたものか。因に、彼の神話めいた傳説は廣く他の地方にも行はれて居り、臺灣のある生蕃族の間にもこの二つの太陽の一つを征服したといふこれに類似した神話があるといふは面白いことである。

爾来幾多の離合集散が重ねられて現代に至つたのではあるが、其の詳細を知るに由がない。鬼に角、生活に利便ある各地に三々五々の家があつて漸次繁殖して現在の部落を形成したことは言ふまでもない。今猶、各部落に舊時の共同





るに由がない。鬼に角、生活に利便ある各地に三々五々の家があつて漸次繁殖して現在の部落を形成したことは言ふまでもない。今猶、各部落に舊時の共同

的井泉ともいふべきものの残つてゐるのは其の地方々々の集團の多少を推測するに足るものである。

現時の戸口及び職業戸数は左の通りである。

戸		口	
種別	戸数	男	女
本籍	一、七二六	四、九二六	四、八七三
現住	一、四五五	三、六〇八	三、七六三
職業別			
農業	五七三		
工業	八八		
商業	一五二		
廻船業	七四		
水産業	一一五		
其、他	四五二		
計	一、四五五	七、三七一	九、七九九

此を二十年前（大正元年）の本籍戸数一、二六九、人口男三、六五九、女三、六五八に比すれば其の増加の多きを知らるべく、更に天保年間（一八〇〇）の風土記に記載せられた。

(甲) 井 関

一、家数五百六十四軒

丙

本百姓 二百四十六軒

一軒 本軒

百八十八軒 半軒

五十七軒 四半軒

内 二百四十一軒 農人

五軒 職人

七土百姓 三百十八軒

内

三百十軒 農人

八軒 職人

一 口数 二千五百八十六人

内

男数 千三百四十二人

庄屋 一人

(乙) 阿知須

一 家数 五百二十五軒

内

本百姓家数 七十六軒

十七軒 本軒

四十七軒 半軒

十二軒 四半軒

内

群頭 七人

給庄屋 八人

村役人 十五人

女数 千二百二十九人

僧数 九人

社人 四人

盲僧 二人

三十七軒 農人

九軒 職人

壹軒 左官

十六軒 商人

十三軒 廻船衆

七土百姓家数 四百四十九軒

四

百七十五軒 農人

十一軒 職人

二百六十六軒 商人

一口数 二千三百六十四人

内

男 千百九十六人

庄屋 一人

浦手寄 一人

給畔頭 二人

メ村役人 六人

女 千百三十九人

僧 二人

替女 四人

盲僧 二人

につき(甲)(乙)を合すれば戸数千八百九十九戸、人口四千九百五十人であるが、この中には現時の佐山村に属する字由良、鳩岡、厚狭郡ニ俣瀬村に属する善和(東西の間地)石土路、吉敷郡西岐波村の中吉田原をも含むので、それを除き去れば戸数は千に満たず、人口は四千を越えぬ位であつたであらう。

更に壬申の戸籍(明治八年)によつて調べてみると、

戸数 千百五十五、人口 三千三百九十二

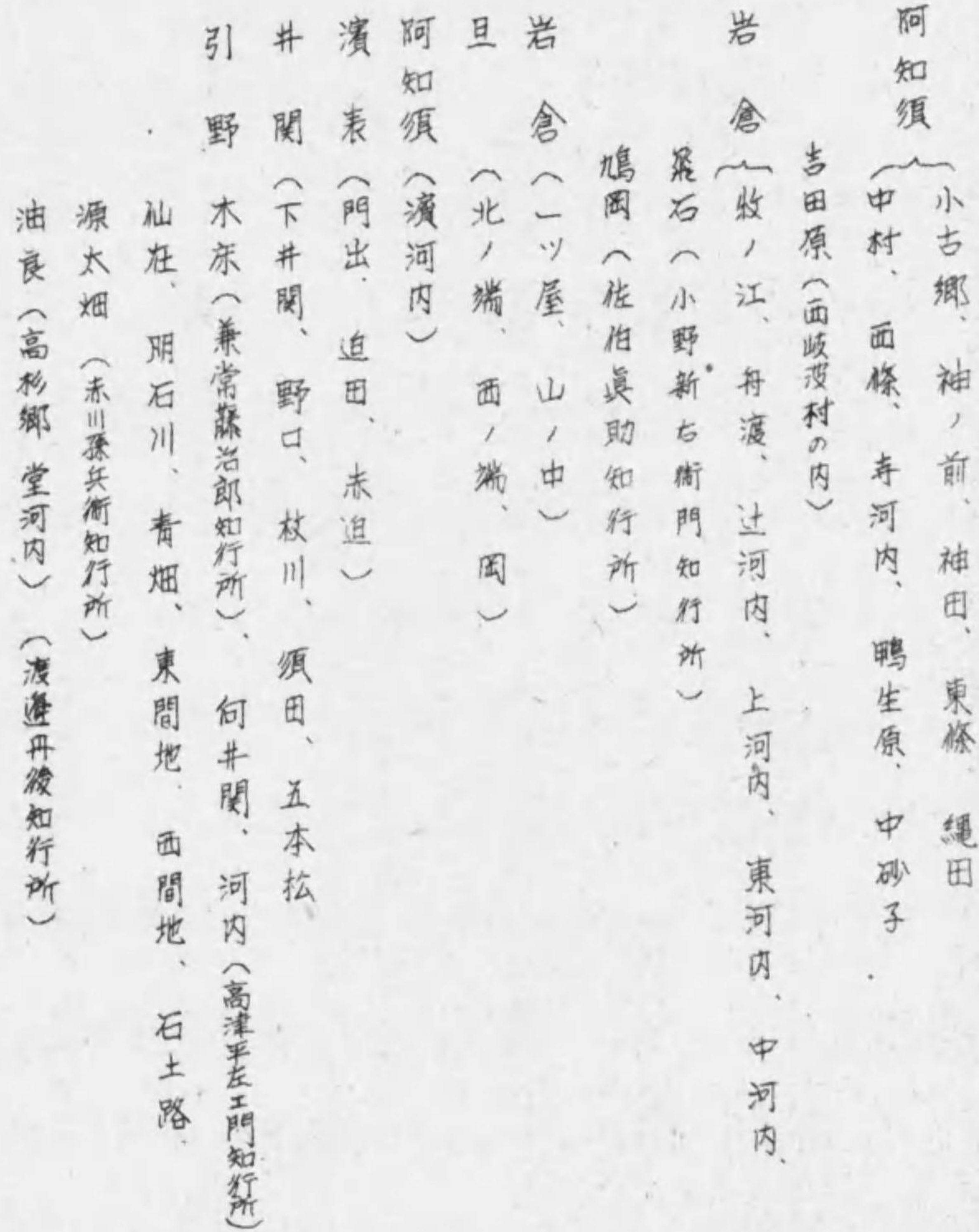
である。六十五年間に、本籍に於いて五百九十一戸増加し、本籍人口に於いて六千四百七人の増加となつてゐる。

三、行政

我が阿知須町は往昔の賀々保庄の一部である。賀々保庄は嘉川以南の地で後に略して加保庄と稱し、我が町の地を加保庄白松郷と言ふてゐた。白松の稱は厚東氏の族白松氏の領であつたからとも言はれてゐる明瞭でない。然し、白松と呼ばれてゐたことは久しく、貞享二年鑄造せられた北方八幡宮の鐘の銘に、「防陽吉敷郡白松」とある。又、天保以前に出来たと推定の出来ぬ古地図——(萩大面兵衛堂の印がある)にも白松村四千三百六石餘」と記入せられてあるに依ても知るこゝとが出来る。

天明以前には佐山、阿知須一圓を井関村として支配されてゐたが、天明年間佐山、須川、小路、鳩岡をもつて佐山村へ小都合座が設けられ文化年間阿知須油良、岩倉、飛石、鳩岡の五給を引き分けて阿知須浦で井関惣給といふ小都合座が立てられ、其の後、油良は井関へ編入せられた。左は天保年間の村内小名、諸給領である。

右田毛利家領



(備考) 右の中井間に賀屋肆四郎、八谷熊之允、林平藏、野村又右衛門、林平左衛門、井上兼女等の知行所あり。

いづれも小郡宰判に属し、大庄屋、庄屋、畔頭によつて諸般の行政事務が運用せられた。

明治六年十二月、大小區制が布かれることになり、現今の地域は行政上第十一大區第十二小區といふことになり、戸長、副戸長が置かれた。同十一年七月、大政官布告第十七號により郡區町村編成法が發布せられ、翌明治十二年一月から吉敷郡役所管轄となり初めて村會が開かれた。同十六年戸長役場を新築した。明治二十二年四月、佐山村と合併して自治制を實施してゐたが、明治三十二年四月一日より分離し、再び大字佐山は佐山村となり、大字井関は井関村と稱することになった。

昭和十五年十一月三日(皇紀二千六百年明治節)に至つて町制を施行し、阿知須町と改稱し従来の十一區を三十九區とした。

従前の十一區

現今の三十九區

引野區

河區(源田畑、須田、上河内) 引野區、向井關區、仙台区、青畑區

井關區

井關區、野口區、杖川區、河内區(須田、中下河内)

濱表區

濱表區、赤迫區

且區

且東區(下河内)、且西區(西端)、且北區(北河内)、且門校區(本郷中上)、岡區

岩倉區

岩倉西區(西河内)、岩倉前區(前河内)、岩倉西前區(西前河内)、岩倉中區(中河内)、岩倉上區(上河内)

阿知須第一區

小古郷區、小古郷西區、小古郷東區

阿知須第二區

南祝區(鴨生原)、北祝區(同上)、濱區

阿知須第三區

東區(東條)、惠比須區(同上)、築地町區(同上)

阿知須第四區

繩田南町區、繩田北町區、中村區

阿知須第五區

西條區、寺河内區

阿知須第六區

砂郷一區(川端)、砂郷二區(川端、一部砂郷)、砂郷三區(砂郷)、飛石區

明治六年以来の戸長、村長、町長は左の通りである。

明治五年九月十一日副戸長	徳	田	小三郎
明治八年一月副戸長	中	村治	右衛門
明治八年九月副戸長	戸長	中	原良助
明治十三年	戸長	吉岡	武一



至自 全全 七六 年十 一月 十二 月	至自 全全 六六 年一 月	至自 全全 六二 年一 月	至自 全全 五三 年一 月	至自 全全 四六 年一 月	至自 全全 四一 年一 月	至自 全全 三五 年一 月	至自 全全 三二 年一 月	至自 全全 二五 年一 月	至自 全全 一八 年一 月	至自 全全 一一 年一 月	至自 全全 四 年一 月			
村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長			
片山見	末永良	片山見	河崎嶋	竹代光	片山見	中川弥	河崎嶋	中村唯	伊東久	福重敏	小野治	上田政	徳田讓	鈴木幹
一介	一介	一	一	三郎	一	一	一	一	一市	一三郎	一助	一助	一甫	一夫

至自 全全 七六 年十 一月 十二 月	至自 全全 六六 年一 月	至自 全全 六二 年一 月	至自 全全 五三 年一 月	至自 全全 四六 年一 月	至自 全全 四一 年一 月	至自 全全 三五 年一 月	至自 全全 三二 年一 月	至自 全全 二五 年一 月	至自 全全 一八 年一 月	至自 全全 一一 年一 月	至自 全全 四 年一 月
村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長	村長
河崎嶋	藤井幸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸	真重諸
一助	一助	一助	一助	一助	一助	一助	一助	一助	一助	一助	一助

### 四、生業

#### (一) 農業

農業は古来本町生業中の首位を占め、現今現住戸數一千四百五十五の内、専ら農業に従事する者五百七十三、實に約四割に當る。もし、商工を兼業する農家を併せ算すれば、屢に五割以上にも達することである。

現今、町民の耕作面積は、田六百七十五町四段二畝十六歩、島百七十二町三畝二畝二十七歩、合計八百四十七町七段五畝十三歩である。これを百年前の天保年時代の田畠合計五百二十四町九段五歩(天保時は大凡五十年間であつたから、これを大凡とす。天保三十四年大畠畝余を増す。)に比べると三百二十二町八段五畝八歩を増加してゐる。又、これを今より三十年前の明

治四十四年に比すれば田に於いては百二十町八反九畝四歩を増し、畠に於いては八十一町一反五畝二十九歩を減じてゐるも合計に於いて、四十一町七畝三畝餘の耕作面積が増加してゐる。

この耕作面積の増加は即ち農業者の不斷の努力によつて開墾し、池溝を改善し、灌漑用水の利便を現今のやうにまでしたので其の努力は實に容易ならざることである。

由來我が町の山川の形勢は、流出の砂土多く、低地は排水の利十分ならず、高地は灌漑の法容易ならざるものがあつた。天保注進案中に橋十九ヶ所、井手十七ヶ所、堤八十二ヶ所、溝百六ヶ所、植六ヶ所とあるを見ても如何に排水と灌漑用水とに苦心して来たことが推知される。又其の「水掛り水損旱損等の事」の條に、

村内にて賀原川のみ川幅廣く、井関川の流氷と本川二筋にて、其餘小川も多く候得共、皆砂川にて、平日は水の流るゝ事至而纔にて埋り居候故洪水のせつ、川村の田畠餘分水損仕儀も毎年御座候、用水は大獲堤池又滴り出水等にて棚田片上りの田地水利あしく旱損勝に御座候

とあるも理である。現今に見る萬年溜池掛りの水路、黒谷溜池掛りの水路の高地にあるを見ても如何に苦心工夫を重ねたが知られ、井関川、領田川に並行して、幾條も小川を掘り、溝を設け排水と灌漑とに努力工事が施されてゐるの事實に敬服に堪へざることである。其の苦心の一例として、天保三年の願書に

右沖田村之儀は、先年より水深難溢場所に付、御普請方久保長左衛門様御御見分之上、田之真中へ數百間之中溝三ヶ所御堰下貫被仰付候節、沖田村より阿知須御米橋下木船宮通り迄、本川内江濱川堰下け不仕候とは御田地成立不申候に付、年々百間二百間宛て追々堰御普請、御座屋芥川五間兵衛殿へ久保様御授け被仰付、則、間敷積壺札出未申候處と奉存候、又より且々作付相成候、其上追々沖田村より塩田渡頼迄二百間之所、本川縁南入作組田通りより、同所渡頼下迄内溝堰下け相成、其後文政年中に、畔頭片山市右衛門殿殺中、入作組受場之本川江内溝百間計御普請相成、水引宣敷御座候處、井関引野貳組之浴々不残元山所にて餘分の砂流れ出、其上名石川砂場へは黒谷大砂留石垣共に破損仕、木川内堰之殺三尺餘も高く相成所へ中洲芝原如山、至て難溢し参り懸に付、文政九年之

秋、川堀御普請之知積を以、濱表入作組より御敷額出仕候様比餘難被修置奉存候所に、近年御時節柄旁相考、此度三百間之所申出度内、本川片側之分洲堀并に内溝堀々け御普請知積を以御願申上候間、先年より數々之行形、尚亦久保様より御授け有之旁被聞下分上、現場御見分被仰付之上、格別之御心入を以、別紙御願書に申上候通り届宜被成御沙汰可被遣候事。

天保三辰七月

井関村之内濱表組

證人百姓

佐兵衛  
惣百姓中

畔頭 百合五郎殿

といふのがある。それは、其の工事に

人力(惣)七百九十八人九分、四尺杭千三十本、箒八十荷四歩

を見積書して官へ補助申請をしたものである。當時、藩府に於ては御臨時普

請所、地下殺普請所といふのがあつて其の現場検分の上補助金殺を交附したのである。安永元年以降、我町で御臨時普請をうけたのは左の數ヶ所である。

- 一 赤迫之前向川土手一ヶ所 一 柳田より山堀渡頭迄長二百八十六間
- 一 同所前土手一ヶ所 長百七十八間 一 四十歩川土手一ヶ所 長三百間
- 一 塩田川土手 長二百七十間 一 土路石御開作土手 長二百七土間
- 一 佐伯上地御開作浪請土手 長百九十八間 一 二宮御開作土手 長八十間
- 一 二宮開作土手 長五百五十四間 一 濱田御開作土手 長五百十二間
- 一 河原田より佐伯迄川土手 長六十四間

尚この外にも「山関小郡宰判大坂借之御仕法」(現時の低利資金)といふものもあつて諸給領の内、地所を臨時普請に付したこともあつた。

兎にも角にも官民共に排水灌漑を良好にして農業を進めたのであつた。かくて、農事に關する知識と經驗とは年を追ふて收穫の増加を得、一方、農會の設立により品評會が行はれ、種子の交換、品種の改善、正劃植、害虫の駆除と豫防、耕地整理、排水の明暗渠、堆肥製造、人造肥料の使用研究、自給肥料の奨励等、當事者の指導と相伴つて今日の成績を得るに至つたのである。

種目 反別 数量

米	六四〇 <small>町反</small>	八五一 <small>石</small>
大麥	六七二	一三一五
裸麥	一三一	二〇五五
小麥	一六六二	二八四一
茶種	一四〇六	一五六〇

(昭和十六年二月の經濟調査)  
計畫書に依り

蔬菜類の栽培は宇部市其他附近の市街地が發達し人口が增加するにつれて、漸次に需要が增加するので盛になつて行く。殊に大根、澤庵漬は近年朝鮮、滿洲、天津地方、臺灣等の各地へ輸出するやうになつたので大根栽培は年を追って盛況を呈してゐる。

蠶業は明治の中頃までは飼育する家が少かつた。飼育するものも繭を販賣するのではなく自家用として製絲し手織の料にする位であつた。然るに外國貿易の影響と、國內の需要が増加したので斯業の利益の多きにより、漸次に桑の植付が多くなり、飼育する者も増加し、明治四十年頃に至つては共同飼育組合を設け繭絲共同販賣の便を得るやうになつたので、明治四十五年には組合三十三人

で繭量百六十と石八斗餘を販賣するに至つた。然るに大正の末頃から外國貿易其の他の關係により繭絲の價格低廉に傾き、養家の副業としては却て大根、蠶類を栽培するの利益ありとし、一時桑畑を減じ、飼育を廢する者もあつて甚だ振はないやうになつた。近年再び復興し、漸く盛になつて行く、最近の情況は左の通りである。

養蚕戸數 六一 桑園反別 八町五反 收繭量 八五〇貫

茶煙草の栽培は大正十五年十二月組合を組織し組合員七十五名であつたが、現在の耕作者は五十三名、耕作反別十六町九段歩で價格四萬二千二百二十町の成績である。草綿、藍の栽培は輸入の綿糸染料のため栽培するものはないやうになつたが、草綿の栽培は再び興らんとする傾向が見えて來てゐる。

畜産は從來甚だ不振であつた。明治三十五六年の頃、一時フォレストイン種の牛の飼養が行はれてゐたが間もなく衰へ、養兔、養鶏も亦一時の流行に伴つて行はれたがこれも本格的の飼養を見なかつた。馬にいたつては古來外よりの輸入を受けて耕鋤の用を充つたが、仔馬の生産等は稀に見る有様であつた。

然るに時代の推移により鶏卵の需要多く、自給肥料の増産の必要上、養鶏は

副業する者多く、稍見るべき成績を得るに至り、牛の飼育も亦盛になつた。殊に近時は優良種を飼育する農家多く、産馬勃興の機運に向ひ、昭和八年畜産組合を設立し、同九年馬匹生産飼育組合起り、全十一年國有種馬種村所の設置により優良仔馬の生産増加を見るに至つた。尚、軍國の國策に副ひ、同十四年七月軍用保護馬の檢定をわけ、同生十一月より馬匹鍛鍊會が開始され、爾後、定日に續行せられぬやうになつたので、馬に對する町民の愛護發育の認識を深めて來、一躍産馬地の名を空しうせざらんことに努めるやうになつた。昭和十五年現在、軍用保護馬頭数は百二十五であつた。

養豚養兔は微々として未だ言かに足らざる状況である。左記は昭和十五年度に於ける畜産の町統計である。

種別	飼養戸數	飼養頭數及羽數
馬	二六二	二一三
牛	一三五	一七五
豚	四	四三
鬼	七七三	九六一

鶏

三五〇

二一二、〇五八

(参考) 本町農産物の今昔を較べ見むため、天保風土注進案所載につき抄して表としたのである。

種別	井	阿知須浦
田畠數	四六八 <small>町畝</small> 八八 <small>町畝</small>	五六八 <small>町畝</small> 一 <small>町畝</small> 二七 <small>町畝</small>
高	三五三 <small>町</small> 二〇 <small>町</small> 一 <small>町</small> 五 <small>町</small> 二 <small>町</small>	五四七 <small>町</small> 七七 <small>町</small> 四 <small>町</small> 七 <small>町</small> 七八 <small>町</small>
米	三五七〇 <small>石</small>	五七〇 <small>石</small>
麥	一二〇 <small>石</small>	二六〇 <small>石</small>
大豆	一二〇 <small>石</small>	一〇 <small>石</small>
小豆	六〇 <small>石</small>	
大豆	五〇 <small>石</small>	八 <small>石</small>
粟	一四〇 <small>石</small>	二〇 <small>石</small>
胡麻	一〇 <small>石</small>	
空豆	二〇 <small>石</small>	
蕎麥	二〇〇 <small>石</small>	三〇 <small>石</small>

琉球芋(籬)	丸	三二〇貫石	
菜種子	丸	八〇石	丸
實綿	丸	五〇〇貫石	丸
大根	丸	八五〇荷	丸
茄子	丸	一〇〇〇荷	丸

農業に関する指導獎勵及び農家の利益を増進し擁護の中核機關として阿知須町農會があり、其の運用を敏速に確實ならしめるために各部落に農事実行組合が組織せられてゐる。

農會は明治三十七年に發會して漸次に發達し整頓して来た。現在の會員は一千三百三十名である。

農會と相待つて農業上に活動してゐるのは阿知須町信用購買販賣利用組合である。此の組合は大正元年八月二十七日設立の許可を受けて事務を開始した。初めは當時の村役場の一部を事務所充て、信用購買二部の事業を主として行ひ、貯金と貸出金と肥料の購買もしてゐた。最初加入の組合員は僅かに二百九十六名であつたが其の後、漸次に組合精神の普及により村民の大部分が之に

加入するに至つた。同十三年二月事務所を村役場の南側に建設したが、事業の發展に従ひ復々狭隘を告げるやうになつたので昭和六年八月、本阿知須駅前二階建の事務所を造つて移轉し、同六年二月利用部を設置し、同八年四月保證責任に制度を改正して現在に至つた。其の間、事業の發達と共に農業倉庫の必要を生じ、昭和四年九月以來三回に亘つて三種

第一農業倉庫	建坪六〇坪	収容力 三〇〇〇俵
第二農業倉庫	七八坪	四〇〇〇俵
第三農業倉庫	九六坪	六〇〇〇俵

を建設し、一般生産者の利用に供し、町内生産販賣米麦の殆ど全部を収容するを得、殊に政府の食糧對策に於ける倉庫の利用は至便になつた。

昭和十四年現在組合員數 九二三人

同	出資	八六三七〇円
	貯金	一〇一五六五八円七三錢
	貸出	一〇四四八六円八一錢
	購買品提高	一七六八八六円六七錢

## (二) 林業

藩政時代は林野の種別に御立山（藩府當職の名儀のもの、郡代官の名義のもの）御預け山（所在の給領主が立銀して藩から預かつたもの）合壁山、寺社境内山といふのがあり、別に山野と名づけて住民の芝草を採ることを得た所もあつた。

然るに林野の境界は動もすれば不明瞭になり易く、住民は單に野山と稱してゐる林野は任意に入つて薪を採り下草を刈つてゐた。それは多年目の間に一種の慣行となり、戸口の増加につれて、益々必要を感じ遂には遠く小郡宰判の所轄地と船木宰判の所轄とが大牙交錯せる地方にも両宰判の住民が互に入らうになつて来た。（小郡、船木両宰判は慶安三年設置の防長十八宰判の内）

こゝに於いて両宰判の住民中には或る地点では相構へて争論し、時には互に群をなし血を流すやうな争鬭を惹起することもある。この事は長く續いて解決せなかつた。遂には互に自分の宰判に属する地であることを主張して官に訴へるやうになつた。両宰判もこれを解決するに苦しんだ。延いて享保十年に及んだ。此の間、僅く争論と争鬭とは時々勃發したのであつた。

よつて享保十一年五月、白松側として小郡宰判より馬屋原村左衛門、厚狭郡車地側として船木宰判から大庭喜左衛門が現地に出張會合し、作間源兵衛、吉田と兵衛、其の他厚狭郡大早寄尾山九郎兵衛、車地村左屋藤本五左工門、万倉村左屋林市右衛門、吉見村左屋五左衛門、藤河内給領小郡合傳右衛門、岐波左屋野村長右衛門、白松給領磯村傳兵衛、御藏入頭百姓林六左衛門、上田孫右衛門、岐波御藏入頭百姓宇多川正兵衛、其の外末信、高泊西村の左屋立會協議した。依然解決に至らなかつた。其の際、無益の論争を續けんよりは、開墾して「御開作名田」として、「間地」として置き、他日正確な證據を見ぬを待つことゝなつた。

未解決のまま、歲月は過ぎた。餘蘆は再び燃えて時に争論があつた。狸論に、「間地」の喧嘩は山喧嘩、初はつであたまかんちくしとあるやうに乱暴なこともあつた。こゝに於て弘化の初、左屋上野又左衛門は裁に出頭して其の解決を頼つた。往復數回、弘化三年に至り官は車地村のいふ所を介し、両宰判の入會の地といふことにした。

間地は依然として両宰判の間地であり、山野は旧によつて入會原野であつた。

開拓につれて隣村から移住する者があり、其の間、内外の争論は頻々であった。官邊にも其の處置に困うじ、一時、特に間地軍判を設け、或は一時は美稱軍判の所轄として取扱かつたこともあつたが、維新後、厚狭郡の治下に置き、和親を諭し、善和村と改稱することとなつた。

然し、入會の原野は独り善和村ばかりでなく、佐山、東岐波、西岐波、宇部、の各村とも關係があり、大日、火谷、清、鳥越、石ヶ谷、上洲、青嶽、上東谷、北谷、東上吉原、當原越、男嶽等の地約二百五十六町歩餘に亘つてゐるので容易に處分がつかつた。明治十六年善和村（後ニ保瀬村）と共有林野處分を約し、他の四村とも合議を重ね、行餘四折して来たが、終に縣林業課の仲裁に一任し、其の配分歩合を決定し處分整理を遂げた。其の大要は地盤村なるが故に全面積の十分の一と、他に少許の林野を請小に任せてニ保瀬村に譲與し、其餘を百分比とし、井關二十六、佐山十一、東岐波十九、西岐波十八、の比に分割し境界線に石を樹えた。こゝに至つて始めて多年の懸案は解決を見たのである。

然るに古來よりの濫伐の結果は大に林相を損し、薪元を出し、砂土崩壊して流

出し、町有林の殆全体は荒廢の極に達し、國土の保安上、農産林産の上にも憂慮すべき状態となつてゐた。依て明治四十年全町有林野の約八割即ち六百四十三町歩を保安林に編入し、林野委員を設けて林野の經營に當らしめ、年々、縣費の補助を得て砂防工事を施行してゐるので、荒廢の林野は稍復旧の緒に就き、林相を造りて整美に赴くこととなり、治水の利はいかに及ばず、林野よりの收入によつて町の財政を補ふこと大なるものがあり、昭和十五年の調査によれば既に一萬二千四百五十四と計上されてゐる。現在の山林原野は左の通りである。

種別	公有地	民有地
山林	五六八二二〇ハ	三〇五、四八二五
原野	—	三、六八二六

昭和十五年四月十日省線汽車煙突より吐きし火の爲め源田畑附近の山火事、其の面積の大なりしことは、本町林業の爲めの一大痛恨事であつた。



(三) 商工業

本町の商工業は、これまでの所では取り立て、記すべき程のこともなかつた。藩政時代には婦女子の副業として木綿を織る者が多く、これを晒白して染地晒木綿とし九州地方に販路を擴張する木綿商もあつた。天保風土記によれば、

木綿織出し凡一萬五千五百反位 代銀凡貳拾七貫目位

但拾々半坪壹々半分右之辻

染地晒木綿凡六千反位

代銀七拾貫目位

とある。この染地晒木綿の九州行は防長四境戦の行はれた頃にも止まず、或は藝州の商人或は大坂の商人と假稱して若松、博多地方に往來した者もあつた。かくて明治の初年に及んだが、漸次我が地方へも京阪其の他の織物が入つて來九州地方にも綿織物類が多く出來らやうになつて遂に其の木綿商はあとを絶つに至つた。

其の外、製紙、製菓、製瓦等も僅かにあつたが他の地方へ賣り出す程のものではなかつた。明治四十年頃、麥稈真田の製造が阿知須地方を中心に行はれ、同四十四年度の如きは製造高貳萬圓にも達したが、これも亦漸次に衰退し現時

は僅に經水真田が家庭婦女子の手で行はれてゐるが、微々たるものである。

酒の醸造は品評會、共進會等に於いて屢次賞牌を受ける程の優良なるものがあり、他の地方へ輸出するものもあり、其の額約十萬圓に達する程であつたが支那事變勃發後、販賣統制により、輸出品は殆どなくなつた。

商業は東部阿知須が大部分を占めてゐるが、多くは小賣業で、商品を近くは宇部小郡、遠くは京阪神地方又は廣島下関より仕入する者が多い。これ亦支那事變勃發未聖戰の継続により統制販賣の下に公正の商法をとつてゐる。

商業家の團體として大正七年阿知須市街地に實行會が起つた。後、組織を改めて商興會と稱し活動してゐたが、遂に昭和十四年十二月に至り、佐山村と阿知須町との商業家により阿知須商業組合が結ばれた。創立當時の出資金は五千円であつたが、現在では組合員九十九名、出資金壹萬五千円となつた。事務所は、明神社側に設けて在る。

(四) 漁業

本町の漁業は、古くより行はれ、天保年間既に漁舟六十艘を有し、盛に鯛鱈

の類を漁してゐた。彼の天保九年、朝使巡視の時、蕃命に應じて百二十尾の鯛を差し出したことは（煙子大神宮石燈籠刻字参照）本町漁民の名誉であり、阿知須漁業の名が夙に世に知られてゐたことがわかる。

爾來、漁業者の戸数が増加し、漁獲法の改善進歩により、捕獲量も多くなつたので、限られた漁場のみでは足らりとせず、春季の漁期に至れば、遠く朝鮮對馬附近の海にも出漁する者もある。近時は阿知須浦漁業協同組合（組合員九〇名）により、漁船漁具の改修が漸次に行はれ、其の他漁業経営が円滑に行はれ、各戸傍副業を営み水産業者の経済は好轉し、販賣の統制によつて合理的に行はれてゐる。

昭和十年と昭和十五年との水産物價比較

種目	昭和十年價格	昭和十五年價格
鯛	三、四五〇・〇	五、四〇四・五
茅渚鯛	二、八八五・〇	一、三一三・〇
鱈	四、〇四七・五	五、九一三・〇
鱈	三、〇二五・〇	二、二六〇・八

鯛	一、四四二・〇	一、六八七・五
海老	八、六一三・五	一、八三三・八
鱈	二、二〇〇・〇	二、七〇〇・〇
雜魚	一、五三一・五	三、〇八〇・五
貝類	八五〇・〇	一、二一五・〇
海藻類	八五〇・〇	四〇五・〇
蛸	一、五〇〇・〇	一、九八〇・〇
計	三九、一三八・七七	七八、五六

(備考)

一、専用漁業漁場

漁場ノ位置	基點	基點ノ位置
山口縣吉敷郡阿知須町又佐山村地先	基點甲	阿知須村界
	基點乙	嘉山村界
	基點丙	秋徳三島村字大江幸崎ノ大石
	イ、	甲ヨリいろか表頂上見通線ヨリ立石東端見通線トノ

交叉点

漁場ノ区域

口 乙丙直線上西海岸線ノ中央  
甲、イ、イ口、口乙、ノ三直線ト海岸線トニ依リテ圍マレタル区域

二、慣行専用漁業漁場（其ノ一）

漁場ノ位置  
點ノ位置

山口縣吉敷郡阿知須町及佐山村地先  
基点甲 阿知須町界  
基点乙 佐山村界

基点丙 秋穂二島村字大江幸崎ノ大石

イ、甲ヨリいろか瀬頂上見通線處ヨリ平瀬中央見通線ト  
ノ交叉点

口 乙丙直線上西海岸線中央

甲イ、イ口、口乙、ノ三線ト海岸線トニ依リテ圍ミタル區域

三、同

（其ノ二）

漁場ノ位置  
點ノ位置

山口縣吉敷郡秋穂二島村岩屋鼻ヨリ幸崎ニ至ル地先

基点甲 吉敷郡秋穂二島村岩屋鼻

基点乙 同上幸崎大石

イ、甲ヨリ豊後國高田山見通線ト吉敷郡阿知須町界龍取

岩ヨリ竹島沖いろか瀬見通線トノ交叉点

口 前記いろか瀬見通線トはヨリ岩屋鼻沖平瀬中央（平

目岩）見通シ延長線トノ交叉点

ハ、乙ヨリ嘉川村佐山村界藤尾崎見通シ中央点

甲イ、イ口、口ハ、ハ乙、ノ四直線ト甲乙間海岸線トニ

因リテ圍マレタル水面

四、張網類漁業建干綱

漁場ノ位置

山口縣吉敷郡佐山村新地開作沖合

點ノ位置

基点甲 山口縣吉敷郡阿知須町鴻野開作東北先場

イ、甲ヨリ百二度五十分、五百二十七米ノ處

口、甲ヨリ六十度五十分、九百七十二米ノ處

漁場ノ區域

イロ、ロハノニ直線ヨリ七百十五米ヲ隔ツル各点ノ連絡線ニ依リテ囲マレタル水面

五、蕃殖保護施設

專用漁場内ノ干潟ヲ区分シ其ノ三分ノニヲ車鍛貝類ノ蕃殖保護地トシ絶對禁魚貝區域トス

(五) 廻船業

阿知須浦は、吉敷郡南方の要津として、夙に名を阪神地方、瀬戸内海の諸港及び北九州の各地に知られ、小郡以南に産出する米穀の大部分は此の地の廻船業者によつて他へ運漕せられ、他の都港から此の地方へ送る物資も亦此の地の船の便を藉るものが多かった。故に地方の一集散地として日に繁榮を來たした。天保年代の記録によると當時船數百二十艘内廻船六十艘とあり、其の細別に

四百石積	ニ	三百石積	三	二百三十石積	五
二百石積	ニ	百九十石積	一	百八十石積	一
百七十石積	一	百五十石積	一	百二十石積	一

百十石積	一	百石積	五	八十石積	一
七十石積	一	五十石積	ニ	四十石積	ニ
二十五石積	五	二十石積	六		

と註されである。これらの船は所謂和船と稱するもので専ら順風を待つて航海するもので大阪への一往還も平均二箇月を要したものであった。

爾來、時代の推移により、農商業の情況に由り、多少の影響を受けたこともあつたが、概しては順調に發達し、明治の中頃よりは従来の和船に西洋帆船式の帆を使用する俗に「間の子」と稱す構造に改め、又は純西洋型帆船の新造を見らるに至り、風向の如何を問はず航海するを得、阪神への一航海も平均月一回の速さを得るやうになつた。

然るに山陽鐵道全線の開通以來は地方の米穀の輸送は多く汽車によることゝなつたので、我が廻船業者は其の積荷を主として宇部、其の他、北九州の石炭に轉ずることゝなつた。恰もよし、世の進運は石炭の需要を日に加へて來た。従つて其の運漕の廻船業は好況であつた。大正八九年の頃は最も盛況を呈し隨つて轉載も多かつた。

三〇〇 噸積 (4石積) 五〇、  
二〇〇 噸積 二〇

一五〇 噸積 (音積) 二〇、  
一〇〇 噸積 一五

其の航路は阪神地方、瀬戸内海の諸港は言ふまでもなく、東は間々、紀州灘を越えて、名古屋、東京に行くものもあり、西は肥前、五島地方へも往還するものもあつた。

この好況は長く継続してゐたが、近時は時世諸般の影響により積噸数も減少し、船員も他に移動して少くなつて来た。昭和十四年、阿知須造船株式會社の遠石にある造船所(大正七年創立)を阿知須廻船業組合(組合員九〇)の造船部に移管することとなり、船員組合と連絡をとつて斯業の進展円滑に力めてゐる。

現在(昭和十六年)の艘数は次の通りである。

三〇〇 噸積 二〇、  
二〇〇 噸 三〇、  
一〇〇 噸積 二〇、  
一〇〇 噸以下 一五

(右の内發動機関は機帆船一五あり)

## 五、教 育

往時より藩政時代を經、明治五年學制發布に至るまで、幼少子女の學習は家庭又は寺子屋(午習場)に於て行はれ、青年訓練のことは所謂若連中(若衆、若者組)の間の練磨と制裁とによつて行はれた。學制發布の後も凡そ明治十七八年頃までは、猶、寺子屋式の學習が小學校教育と併行して行はれてゐた。

戰國時代は兵馬喧嘩寧日無く、文字の事を顧みる者極めて少なく、文學は主として寺院の僧侶の間に傳はれてゐた。徳川幕政泰平の世に至り、其の必要を感じ、又は愛好する者はこれを寺院に入つて學ばねばならなかつた。こゝに於いて自ら寺子屋の稱が起つた。此の事は維新後にも及び、所在の寺僧、醫師、庄屋畔頭等の家宅に行はれるやうになつてもそれこそ寺小屋といつた。農工商漁の家の子弟は縁故によつてそれに入門(弟子入り)をした。然し、それは習字のみであり、尚進んで教を請ふ者は四書の素讀を受け得る位であつた。其の時代は農家は種子物の名が記され、收穫量の何石何斗が書ければよく、

商家は帳面がつけられ、註文書が出来れば足りぬと言はれ、「七年首」といふ小謔もある位であつた。故に長きも四五年、短きは一年又は半年位で午習を止めるものが多かつた。習字の午本は其の師匠が書いて與へる、小供は草紙、砂書、水書で練習し、習熟の後、下書し師匠に見て貰ひ、更に清書するのが普通であつた。午習午本は、伊呂波、假字文、名頭、苗字、村名、國盡し、商賈往來、金穀數名、包物表書、口上書類、都登り、東下り、築山教訓書、今川狀、義經睡越狀、熊谷送りの狀等であつた。素讀本としては、庭訓往來、百人一首、萬治御制法、實語教、童子教、孝經、唐詩選、大學校のものであつた。女子には女今川、女大學等も教えた。

午習をうける児童は一年習場に少きは三人、多きは十数人もあつた。師弟間の情誼は長く繼續し、師たりし人は弟子の家の冠婚葬祭にも顧問となり、周旋者ともなり媒介者ともなつた。弟子は師家の幸不幸を我が事の如く喜悲し、能小限り心を盡し、身を勞して恩徳に酬いんことを務め終生論ることなき美風があつた。

明治維新前後まであつた我が町の午習場は磯村和一、塩見直之、河村可水、

三好文治、磯村頼弼、中原良助、脇文造、芥川五郎右衛門、福重民藏等の宅であつた。

珠算の學習は、夜間又は雨の日、青年等は之を能くする人の許に通つて教を請ひ、更に之れを他の者に復傳したものである。我が町には古来珠算の術に熟達した人も多く、求積、開平、開立、點竄術等も出来る者があつた。やうである。青年は年齢十五歳ともなれば若衆の組入をした。青年若衆の間には各部落を以て、不文律があつて、結婚に至る迄は脱退することが出来ないことになつてゐた。其の中ハ生長者が組頭となり、他は組頭の指揮命令に服従せねばならぬ義務的の定めであつた。反抗又は不文律に反する等の事があれば相當の不文律制裁（組外出し、別出しともいふ）があつた。合宿所（若者宿）等も設けられ、一面諸種の弊風もあつたが、夜學、有用技術の傳習、試膳會、相撲、柔剣道によつて心身を鍛練する等、共同團結自治の氣風を養成する美点もあつた。斯くして青年の訓練は行はれて来た。

明治五年七月（實は八月）小學校令が發布せられた。其の翌明治六年、當時の井関村は東西両岐波村と聯合して、東岐波村字花園へ花園小學校を設立し、

中川令辰を首席教師とした。然し、當時は前記の如く普通教育の必要を感ずる者少く、猶子弟を家塾（手習場）へ送つて習字（手習）を學ばせる者が多く、小學校へ入る者は少数であつた。

翌明治八年、父兄は學童の通學に不便なを思ひ、岐波村と分離し、阿知須區は字東條に阿知須小學を設置した。これと同時に、且（増光寺内）引野（字木原東南方の小丘上）演表（演表南方）の三小學を設置し、村當事者は極力兒童の就學方を父兄に勸誘し、稍々普通教育の進運を未だし、生を追ひて就學兒童の数を増加するに至つたが、猶、旧來の情誼關係によるか、小學へ入學するを避けて家塾に通ふものは絶えなかつた。

明治十三年、且小學は更に分れて且、岩倉の二校となつた。同十六年四月、阿知須小學は校舎が狹隘となつたので字鴨生原に改築し、田村道藏が校長に任ぜられた。

明治十九年四月、岩倉、且、引野、演表の四校を廢し、阿知須小學校を本校とし、且、引野を分校とした。

同二十一年、町村制の實施によつて井關佐山の兩村は合併して井關村となつた。こゝに於て阿知須小學校を井關尋常小學校と改稱し、佐山尋常小學校との二校とし、引野分校を引野假教場とし、且分校と共に井關尋常小學校に附屬せしめた。而して井關佐山の二尋常小學校と共に高等科を併置し、且分校に尋常四學年までの兒童を、引野假教場に尋常三學年までの兒童を收容することとなつた。

明治二十七年四月、字鴨生原に在つた井關尋常高等小學校は兒童の増加（この時三百四十人）によつて狹隘を告げ、一方兒童の通學區域が廣いので、別に一校を設立すべしとなつた。乃ち、大字井關を一學區域として字岡へ一校立て、一は大字阿知須と岩倉とを一學區域として字貴船に一校を改築した。そして字岡に在るものを井關尋常高等小學校と稱し、字貴船に在るものを阿知須尋常高等小學校と稱することとなつた。

明治三十一年五月、兩校は共に、聖影を奉戴した。

爾後、兒童増加し、教室不足するに及び井關阿知須兩校共に校舎を増築し、運動場を擴張した。

井關尋常高等小學校々舎増築

- 第一回 教室増築 明治三十八年
- 第二回 教員住宅 昭和十一年十月
- 第三回 講堂建築、教室増築 昭和十一年十月
- 阿知須尋常高等小學校々舎増築

- 第一回 教室増築、 明治三十三年十一月
- 第二回 教室増築 明治三十九年二月
- 第三回 教室増築 明治四十四年二月
- 第四回 教員住宅新築 大正二年三月
- 第五回 柳大興記念事業 大正四年十一月
- 青年會館新築 大正七年十二月
- 第六回 二階建一棟増築 昭和九年五月
- 第七回 二階建教室増築 昭和十一年十一月
- 第八回 講堂新築 昭和十一年十一月

従つて、教育費も年を追つて増加した。始め明治二十一年、井関尋常小學校に訓導二名、授業生一名、別に高等科併置によつて訓導一名を置き、引野分校（單級教授）に訓導一名、授業生一名を置いた頃は教育豫算額約一千円餘で、其の

内三百六十円を村より支出し、他は有志の寄附によつて支辨するを得た位であつた。然るに教育事業の発展に伴ひ、年々の教育豫算額は速次に増加し、毎年村費豫算額の半以上を要するに至り、經常費のみにも例令は昭和四年村費豫算額五萬三千五百八十二円に對し、教育費は二萬九千七百七十四円を要し、十二年後の昭和十五年には六萬二千二十四円に對し、三萬九千三百九十八円を計上すべしとなり、實に村費總算額の六割三分餘を占むるに至つた。昭和十六年に國家は教育の大方針を更新し、「皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲ス」を本旨とし國民學校制を發布し、四月から之を施行することとなつたので、井関阿知須尋常高等小學校は直ちに井関國民學校、阿知須國民學校となり、其の本旨に基き内容を改め、教授訓練養護の方法を統一・体化して國民心身の鍊成を力むることゝなつた。

青年教育は其の後組織を改め明治四十年各部落の青年を統一して、青年會を組織し、毎周一二回の總會を開催し講演協議決議等を行うこととなつた。然し青年は一面其の部落々々の慣行もあつて猶舊來の風を殘存することは止むを得ざる所であつた。



此の頃小學校卒業の者で中等學校へ進學する者の外は、男子は家業に従し、又は職業を求めて他の地方へ出で、女子は家業の暇を以て附近に裁縫の師をもとめて教授をうけてゐた。よつて、井関小學校は補習學校令に據り、明治四十一年に井関補習學校を附設し男青年を教育することとした。これが吉敷郡に於いて補習學校の最初のものである。尋いで阿知須小學校にも阿知須補習學校を附設し、青年會の行事と相並んで青年處女の補習教育に努めた。しかし、當初は經費の豫算も少額であり、教授も農閑期の短期であり、男子部は夜間の教授が多かつたので女子の出席率は良かつたが男子の方は不良であつた。

大正六年十月、青年會の機構を改めて青年團とし、村長を團長に、二校長を分團長として指導することとなつた。女子の方は同十三年には處女會が組織せられ、更に婦人會の發會式を見るに至り、稍統一が出来、共同して社會事業にも活動が出来らぬやうになり、支那事變勃發の後愛國婦人會、國防婦人會と相俟つて、出征軍人の送迎、慰問、献納の廢品蒐集等に銃後の活動をつづけた。

補習學校は其の後昭和六年四月一日公民學校と改稱せられ、更に、昭和十年三月の勅令第四十一号により同年七月より青年學校と改稱し、教授時間數、修

學生限、教科目が改定せられ訓練科が設けられ、青年の學習に緊張味を増強し、就學出席の率も大いに進んだ。昭和十六年、本科一年の就學の義務制が布かれたので父兄は勿論青年の出務せる會社、青年を雇ふ家主もこれを就學としめ學習の時間を與へねばならぬこととなつたので將來の成績の向上は期して待つべきものがあるで有らう。

學制發布より今日に至るまでの歴代小學校長は左の通りである。

阿知須

學校名	就職年月	退職年月	氏名
花園小學	明治六年四月 (首着教師)		中川 令辰
阿知須小學 (在東條)	明治八年 (首着教師)	明治九年一月	中川 令辰
阿知須小學 (在鴨生)	明治九年一月 (首着教師)		田村 道藏
井関森宮小學校	明治十六年四月	明治廿一年十月	田村 道藏
阿知須高等小學校	明治廿一年十月	明治三十三年十月	村田 弘之
阿知須高等小學校	明治廿二年十二月	明治三十五年十二月	井原 梅作

阿須國民學校

明治三十五年十二月	明治三十八年四月	吉野幸太郎
明治三十八年四月	大正十二年三月	上田鹿之助
大正十三年三月	大正十四年三月	尾崎虎太郎
大正十四年三月	昭和四年三月	三好信一
昭和四年三月	昭和十二年三月	中松平輔
昭和十二年三月	現在	栗林頼治
		栗林頼治

井 関

井関尋常高等小學校

明治廿六年四月	明治廿四年十二月	田中一淺太郎
明治廿四年十二月	明治廿八年四月	今井勇熊
明治廿八年四月	大正十一年五月	坂本小治郎
大正十一年六月	大正十二年三月	岩本憲亮
大正十二年三月	大正十四年三月	三好信一
大正十四年三月	昭和四年三月	田中壽雄

井関國民學校

昭和四年三月	昭和七年四月	村田健介
昭和七年四月	昭和十年三月	山田福治
昭和十年三月	昭和十五年三月	信永正一
昭和十五年三月	現在	廣中
		廣中

六 兵 事

古來、我が町の地が直接に兵禍に見舞はれたことは永祿十二年九月、豊後にあつた大内太郎左衛門輝弘が、宗家大内氏滅亡の恨を毛利氏に報いんことを企て、鶴崎より兵船を發して来航し、軍勢を二手に分ち、秋穂浦と我が阿須浦（白松浦）とに上陸した時のことがあつたのみである。當時幾多の民家社寺は焼き拂はれた。演表に在つた臨濟宗報恩庵の堂宇も悉く焼失したのも此の時であつた。

爾來、徳川幕政時代となり、久しく泰平無事を謳歌してゐたが、幕末に至り外國との事が起り、尊王攘夷の論が湧き、國步艱難、内憂外患並々臻るの情勢となつた。是より先、長藩は兵備を修めてゐたが、こゝに至つて、自發的に多くの軍隊が所々に編制された。我が町の人にも出でて奇兵隊、銃武隊其の他の隊に加はつた者もあつた。伊藤清太は元治元年九月會津に於て白虎隊と戦つて戦死し、林川小とは元治三年に京都で戦死を遂げた。町内でも右田毛利家の編成せる報國隊、飛石小野某の組織せる狙撃隊、東岐波村和智帯刀の管する郷勇隊にそれ／＼入隊する者が多かつた。報國隊は主として砲車の操縦を練習し、狙撃隊、郷勇隊は小銃の教練を行つた。砲は木製に竹の輪を陳間なく施したもので、小銃は口止のもので佛式訓練風であつたといふ。當年の人士の意氣旺盛であつたことが想はれる。

明治十年の西南役には、血氣壯にして膽力ある青壯年者は三々五々九州へ赴き危険を冒して糧秣、輸送に従事した。此の戦役に戦死を遂げた者は江本松太郎一人であつた。

明治二十七年日清戦争起り翌二十八年に及び、從軍して各地に轉戦し武功を

樹てたものが多かつた。井関村民(佐山村を含む)はこの戦功を後世に傳へるため石に刻して郷社北方八幡宮境内後の高地に征清記念碑を建てた。

此役に本町の戦死者は中村初太郎一名であつた。

明治三十三年、北清事変起るや我が町より從軍せる者三十七名、

明治三十七八年、日露戦役が起るや、志幼男女、金品を恤兵部に献じ、神社

に詣でて出征軍人の武運長久を祈り、皇軍の戦勝を祈つた。三十七年十一月軍需米の買上あるや之れ懸ぶるもの一十六百六十二俵(單價五円三十八錢)更に國債の募集があつた。各自奮つて之に應ず六回に亘つて募入の額實に四萬四千二百三十五円、募應延人員九百一人の多きに及んだ。旅順の陥落、日本海々戦の大捷の報に接するや祝賀會が催され、旗行列、提灯行列が行はれた。

此の戦役に名譽の戦死を遂げた者は末永新八、富田伊兵衛、吉武太市、福重

清助、塩谷茂一、古川辰之進、徳永又五郎、正司末吉等の勇士であつた。

同三十九年九月二十日、特命檢閲大使乃木希典大將が汽車で下関に下向といふので、全村はこの赫々たる勲功ある將軍を送迎するの意を表し國旗を掲揚した。

第一次世界大戦が起るや、我が國は日英同盟の條約によつて参戦した。大正三年十一月八日青島陥落の公報が我が町に達した。

大正八年、西北利亞に愛があつた。我が町の出身で名譽の戦死を遂げた者は中原實次、上田兼助、山城光三郎の三勇士であつた。

昭和五年十一月十七日陸軍機動演習がこの町内に於いて行はれた。畏くも秩父宮雍仁親王殿下参加せられ九塚山に登らせたまひ奮戦遊ばされ、此夜、伊藤博道の家を御宿營とせられた。

昭和十二年、蘆溝橋事件からはしなくも支那事變が勃發した。皇軍は支那大陸へ出征した。八月三十日、三十一日の應召軍人を見送つたことが盛大であつた。北中南支に於ける皇軍は文字通りに百戰百勝である。十一月に大原が陥落した。十二月には南京が陥落し、越えて同十三年六月には徐州が陥落し、同十月には武漢三鎮を攻略した。これ等の要鎮の陥落ある毎に我が町では國旗行列や提灯行列が催された。

招集令の下るを待ちに待つて勇士は應召し、入營した。驛頭には見送る群集の萬歳の声が轟いた。慰問状を出す、慰問袋を出す、遺家族の慰安につとめる。

時々無言凱旋の勇士を迎へる。迎へて最前村集の旗を盡す。今日までに村集に附した勇士は左の人々である。

氏名	戦死年月	氏名	戦死年月
岡野 實一	昭和十二年九月	竹木 又一	昭和十二年十月
藤井 勇	十二年十月	伊藤 秀雄	十二年十月
藤田 運吉	十二年十月	林川 愛助	十二年十月
藤田 光夫	十二年十月	兼重 義雄	十三年三月
渡邊 善一	十三年四月	國藤 隆義	十四年八月
世渡 謙一	十四年十二月	藤岡 正一	十四年十二月
重村 太一	十五年一月	福永 木曾	十五年三月
伊藤 太次	十五年五月	上田 正直	十五年四月
初村 大助	十五年と月		

是より先、明治四十年二月發會式を擧げた在郷軍人會は、同四十四年三月に至つて組織を改め、新に帝國在郷軍人會山口支那井関分會（現時は阿知須分會）を創立し、會員百六十名であつたが、今日に至つては會員數〇〇〇名の多數

を有し、一旦緩急の機に備へて餘裕綽々たるものがある。復國婦人會阿知須町分會は會員一千百餘人、阿知須町統後奉公會は會員一千四百五十人、いづれも相呼應して此の非常時局に奉公の誠を盡し、國策に副して活動することを期して居る。

## 七、警 防

水火の災禍は古來幾たびあつたか記録の微すべきものがない。古くは永録十二年の兵燹、應永十五至北方八幡宮の災上、寛延二年明祭寺の焼失、嘉永四年の阿知須浦の大火、近くは明治三十四年十一月二十八日の同地東條の大火七十餘戸を延焼したこと、昭和十五年四月十日源田畑附近の山火事等は火災の大なるものあり、水禍では嘉永六年湯河内大堤の決壊、明治二十三年三月江畑池の崩壊、同三十六年五月の大雨洪水の如きは其の最なるものであつた。其の他、所在に起つた水火の災難は枚擧に遑がない。

従つて古來、居民はこれに對應するの用意深く、互に相警めて火の元を慎し

み、大なる池には樋守を置き、毎年河溝の浚渫をなし、歳末には隣保相謀り交代して夜警にあたり、拍子木を鳴らし盜難火難を警しめ巡回する風もあつた。

一旦水火の災起るや寺院の鐘を連撞し、雙盤を乱打して急を告げる、其の音響を聞くや郷黨馳せ集つて協力して救ひ合つたことは言ふまでもない。然し往昔は消火防火に用ふる今日の如き機具が無かつた。故に火災に於ては其の火路を断つて延焼を消し止めるより外に方法が無かつた。

故に家屋相接して軒を並べた阿知須浦に土藏造りの家の多きことも、街路を廣くしてあることも、主として防火上の用意から来たことである。其の一證として嘉永四年八月阿知須大火災の後、西條、寺河内の人二十餘名が連署で畔頭原野禎藏へ出した願書に

申 上 候 事

一 櫛藏より善之介脇入口 江壹筋

一 明神社より藤介脇入口 江壹筋

一 喜二郎部屋より松六脇入口 江壹筋

以上暨三筋本町同様被柳村可被遣候事

一 横町夕筋

但 現場御見渡を以可被仰付候事

右牛馬爲通行并、出火之節火除にも相成申候、村前書之通り町割被仰付可被  
道候様奉願上候事

嘉永四年亥ノ八月

とあるによつても知られる。

天保、弘化、嘉永の頃は消防器としても僅に個人用手押の水鐵砲が、又は数人用手押の龍吐水砲のものであつた。(龍吐水は「リウコシ」とおつてゐた。これは恐らく龍骨車リウコウクルマの名稱を誤り用ゐたものであらう。龍骨車は和漢三才図會に出てゐるが農家が水を引き上げて田に渡ぐ器具で唧筒ではない。和漢三才図會は正徳二年に大阪の醫寺島良安の著であるが當時は大阪にも唧筒類は未だなかつたと見え載せられて無い。) 龍吐水は水製の箱に唧筒の装置をした器械で富裕の家が購ひ求め火災に備へたもので村内にも四五臺ある位であつた。有事の際は多人数集つて来、取り出して使用したものであつたが、未だ消防組の編制にはならなかつた。

消防組の編制されたのは阿知須組(現今の第一部)であつた。第二部は元井関校學區域の有志者の私設する所であつたが後村設となつた。尋いで岩倉区内にも私設された。これも又村設に移されて第三部となつた。三部共に活動して町内外の水災災其の他の異変に出動活躍し、功績頗る顕著なるものがある。殊に第一部は近くガソリン唧筒を購入し、これを使用するに至つて、毎に消防力の偉大さを發揮してゐる。

支那事變勃發し、聖戰年を重ねるに及び、防空の此用あるに鑑み、昭和十四年四月、従来の消防組は陣容を改めて阿知須警防團と改稱し、全町各部落には隣保警防組合を組織し、婦人會員其の他の女子は筒袖モンペ袴の服装を以て警防團の活動に應じ銃後奉公の務に盡すこととなつた。昭和十四年八月以降、同十六年一月に至る間、数次の防空演習の成績は回を重ねるに従つて益々良好大に見るべきものがあつた。現在の警防團員数は左の通りである。

第一部 九十名

第二部 五十五名

第三部 四十五名

八 衛生

衛生思想の發達普及は比較的他の方面のごとより後進してゐたやうである。従つて衛生的方面の施設が他の方面より後進してゐたわけである。

往昔は個人的の衛生には多少意を用ゐる者もあつたが、公衆的に衛生の事を考へる者は少かつた。流行性の病氣に對しても其の處置を講ぜず一種迷信的にそれを豫防し治療せんとするやうなこともあつた。例へば「瘧疾（天然痘）の如きは、人は生後、軽いが重いが、一度は瘧疾に罹らねばならぬ運命を有つものゝやうに信ぜられてゐた。『瘧疾がすんだ』『瘧疾が軽かつた』といふ語は、自分が當然職課を負ふべき事の容易に済み、輕かつたことを喜ぶ意味に用ゐられてゐる。瘧疾の神が未ぬやうにするには赤木、赤頭巾、赤飯を用ゐ、或は鮫の殻に「さ、ら三八の御宿」と書いて門口に懸けるが良いと迷信的のことも流行した。又、疫病（臨知扶斯）は疫病神のなす所とし、目の多きを恐れる神を祀はと箆をかけ、お染風と稱する流行性感冒には「久松留守」と書いた札を貼るが如きこともあつた。

種痘は毛利藩では夙くから着手せられ、嘉永二年七月青木研藏を長崎に遣つて其の術を學ばせ、十月に至り青木岡弼赤川玄悦久木玄機を主任とし、其後藩

内諸所を種痘を開始したが、此の地方に実施せられたのは何時頃であつたか明瞭でない。恐らくはむつと後になつたことであらう。明治の十五六年になつても、中には種痘へ俗に種痘瘡といつた）は牛の瘧疾によるので皮膚が牛のやうに黒くなり爪が剥れる等と恐れを忌避する者もあつた位であつた。

流行性の病氣に對しても其水に對する認識が今日のやうに十分でなかつた。虎刺拉病患者があつてもこれを隔離病舎に收容する等のことなく、僅に其の家に出入を禁じて遮断の綱を張り、石炭酸溶液を撒布する位であつた。明治二十三年八月には虎刺拉病が流行し遂に小學校の授業を延期して九月中旬を開始した程であつた。

これより後、兩三年間夏秋の交、流行病他の地方に發生するや、町民は其の筋の命をうけ相謀つて南西北の道路の要所に見張所を設け、海浜にも亦これを設け他の地より入り来る通行人に石炭酸消毒を施したこともあつた。

衛生思想の發達を圖るため明治二十九年頃から折々衛生幼燈會又は衛生談話會が廣げられた。

明治三十一年七月、トラホーム患者の調査をした。小學校児童の半数以上こ

水に罹つてゐた。

明治三十二年、避病院が又々浴に設立せられた。再發、年々患者を收容し、大正元年には二十一名、大正二年には十六名の多きに達した。この年には九月十七日より約八十日間に亘つて船細見港所を設けて病毒の侵入を警戒した。

かくて衛生組合を設け、春秋二季の清潔法を施行し、漸次に衛生情況は良好になつたが、大正八年十、十一月悪性の感冒猖獗に流行し老弱者より却つて青年を多く死なしたことは惜しいことであつた。

爾來、學校醫、村醫及び當局者の盡力により悪質流行性の病患者の減少を見一方衛生思想の發達にふり、其の施設も稍細部に入り、或は全住民への豫防種痘、胃知扶期の豫防注射、蛔蟲駆除薬の分配等があり、昭和六年四月小學校痘科医を置き、児童愛護週間等が強調せられ、昭和十四年五月には児童の調苗豫防日等が催され、支那事変に對する聖戰續行以來、國民體力の増進を尊重し、或は育児の愛護が叫ばれ、或は健康児に授賞する所のことが行はれ、最近結核豫防期間などの強要があり、日に月に衛生方面の進歩を見るに至つた。左記は昭和十五年二月の本町警察関係者數である。

醫師	五	苗科医	一	産婆	三	看護婦	七
藥種商	四	鍼灸師	二	按摩	四	賣藥商	一二

### 九、農業方面土木

#### (一) 萬年溜池と用水路

萬年溜池は元湯河内大堤と稱してゐた。元禄年中井關林某創めて此の地を相して築いたといふ、後、岩倉の人上野又左工門、且の人徳田小三郎等其の規模を大にして増築した。

周防國吉敷郡小郡軍判と云ふに白松莊と云ふあり、それに隣りて長門國厚狭郡船木軍判と云ふに車地と云ふあり、其境に開地といふ野山若干有けり、凡二里四方に及べりとなむ。白松の莊よりは往昔二郡の間谷に在をもて開地の名有と傳へ、車地村と云所は其北の山野なるよしをいひ慕りて、或時山嶺の者を障へけるより争出未れりければ、白松莊の惣代として上野直俊等事議に政府に出で其事を申解し、事三年はかりなりけるに車地村の新に云ふ所終に非余になりけり昔の狀に二郡



ともに入租の地となりければ公の御旋廻らかにおはしまして私なき御  
計にともおはしますや為なりければ百松莊二千餘家の悦びたとしへ存  
き事ともなり。其は弘化三年春のことになむ(編者曰く以上  
「林業」と参照)  
其間地にとりて湯野河内といふ大池有けり、其堤を積累たらむには  
流末に至り田二十一町、高百石に當る山畑の田と成へきもの有ける由  
を其争論の時より見との置たりけるに、嘉永四年に至りて新田を墾へ  
さ由の仰事ともおはしましたければ其事を聞え奉りけるに、其心に任す  
べき旨仰下されたりければ、大堤の内の方三十六町餘に溝の長三十  
間餘の流に就て懸溝持溝掘溝又は長四十間、亘五間の上水樋など各其  
一並の力殺をもて同六年春にいたりて成就ひけるに同年五月十八日共  
水の爲に破れ損へりしかば、翌年春再改造るべきよし仰事を承りて  
安政六年春より右の大堤を長く久しく傳ふべしと明種又荒子ともに大  
地盤を巖に彫つたりければ、此後再度水害にあふ事なかるべしとて  
ららに万年大堤となづくべきよし仰下されぬ。山野をひらき、田地を  
かやす事にし人も人種を増し國を豊饒にせしむるわがなるを、其始、境

あらそひに見出たる事はしも本居翁のまが事によき事いつくと咏れし  
心に叶へりければ、今より吉事に禍事いであら防をなすべき事になん。

文久二年秋八月

穂 積 重 胤

(上野直郎氏所藏書幅)

此の時の普請方は萩の人金子善三郎、助手は秋穂村庄屋山内久兵衛、大道村  
庄屋新太郎であつた。

斯くして天保の頃、水面三町五段歩の古堤は水面三十五町一反七段六歩とな  
り、直接灌漑區域の田地は百三十町歩となつた。明治七年迄は造築修理共に官  
費であつたが、其の以後は関係田地所有者の自營に移された。然るに明治六年  
は旱害があつたので玄米上納の幾分を免せられ、更に八年は旱魃、收穫皆無であ  
つたので、同年十二月から總田小三郎、中村治右衛門等は湖池擴張の工事を  
地主等と謀り、堤防に幅二間の腹附を爲し、馬踏に高一間半の笠置をなし、翌  
九年五月に竣工した。そして同年から三ヶ年間に壹間餘の荒手上げをなし水類  
一名、水當人と名、樋守一名を置き、給米を年額玄米貳拾貳石と定めた。

(二) 黒谷溜池及耕地整理

明治三十九年七月、福重敏三郎、藏富士和太郎、古谷善次郎、野村啓太郎等發起して時の農商務大臣の許可を得、宇燒野道より南山の山間に大小ニヶ所の溜池を構築した。

第一溜池 面積壹町ニ反ニ畝餘、堤防長十三間餘、馬踏四間五分、

法三割

第二溜池 面積九町五反五畝餘、堤防長二十八間六分、馬踏七割

法三割

而して、第一に法高三間、第二に法高七間六分の腰石垣をなし、赤堀、袖堀共岩石を割りとり、内部中心に二條の鋼土を携き固め、水表にはコンクリートを以て築堅め、縦横樋管共築掛土管を用ゐ、且モ一タルで巻き、比較的安全な施工をした。

溝渠は水源地より耕地まで千餘間余を開通し、其勾配を三分の一乃至六百分の一とし、溝底幅五分、左右法五分を附し、深さ四分に掘鑿す、そして四ヶ所に延べ百六十三間餘の墜道及び五ヶ所に延べ四百五十三間の吹上工事をした。

此の工費豫算額は五萬二千八百八十六円餘であつたが、竣工に至るまでの費支出金は遂に一萬円以上の超過となつた。因に當時土工人夫の日給は男女強弱によつて差算はあつたが、男上人夫は一日三十五銭であつた。

(三) 萬年溜池土樋改修と用水路改造

昭和十三年、山口縣營として萬年溜池の土樋の改修と用水路とを改造するこゝとなつた。溜池は従来土樋の位置を変更し、西方の地山に高五尺二寸幅亦五尺二寸の縁門形の墜道を穿ち旧式の木栓に代るに制水弁を設け、把手を轉回して開閉し用水を調節する装置とし、萬一故障等ある時は何時にても樋内に入が出来るやうにした。用水路(持溝)は井関後方大の森に至るまで總延長二千五百米間をセメントで「字」形に塗り固めた。其の間二箇所の吹き上げ、四箇所の隧道を設けた。此の總工費五萬円、昭和十五年五月に至つて竣工した。

これと同時に大森以下の水路も萬年池用水關係の經營としてセメントで塗り固めて用水の漏洩を防ぎ、流下を速くするやうに補装した。

(四) 東牧ノ江開作

初め牧ノ江沖明神瀉開作といひ、後、高野開作ともいひ、又、菊屋開作とも

いふ。

此の地は元右田毛利筑前元統の領地内であつた。嘉永五年九月、阿知須浦百姓惣兵衛の名義で開作築立を右田毛利家へ願出た。(實はこれより以前にも願出た)右田毛利家の家来小坂九郎兵衛は其の築立事業に関する一切の世話を阿知須の福田嘉藤治に委託した。其の最初の領主は古屋清兵衛、光永郎太郎の兩名であつた。

此の工事に着手するや岩倉組、佐山組の農家はとらぬだに土路石川の土砂の流出と排水十分ならざるに、川口に迫つて開作を築かぬことは彼々の苦慮であらうと、翌十月五十餘名が連署して左の願書を畔頭を経て庄屋上野又右衛門(若倉)松永民右衛門(佐山)へ出した。

御願申上候事

右私共抱之田地土路石川左右に有之、代々奉送御百姓未候處、川上に山野元山餘分有之、砂流出川筋大埋りに而、左右御田地より川中餘分高埋り洪水之度々、川土手切入、水難年增多御空候處、此度川下へ右田御領分より御開作御築立被仰付候由に付ては、後年猶又川下水砂吐口不宜様立至

口不宜様立至り候而は、難波に相重り候様奉存候間、何卒右御開作土手川筋之處御撫育方御開作土手大まがり之處迄は、別而未預に御築立被仰付被遣候様奉願上候此段御見分之上被遠御詮議被遣候様宜敷被成御沙汰可被下候以上

橋田は上野と松永とが公儀種口土手尻より東に下ること岩間に付壹間宛川幅を除くやうとの要求を小坂に急報した。小坂は「自然裁役所懸引に相成候節は不容易」上へ御厄害を懸、夫のみならず郡方御代官所より現場役人出張等仕候様相成間敷にも不限、いらく故障が出て来らぬも知れぬ上野等の要求通りにするが宜い、狭くなつた所で壹町歩餘りのことであるから若しくないと返答をした。海に面する堤防についても最初の設計直線を変更して三折して風濤に堪へるやうに設計を改めた。

十二月になつて都合により領主が山口の人河野と左衛門、金谷太兵衛、中村常二郎の三名に替つた。然るに河野等の資金は續かなかつた。こゝに於て河野はこれを都濃郡富田の人温品権三郎に譲つた。所有権については多少紛争もあつたやうであるが、いつともなく、小坂より河野へ、河野より温品へ譲つてお

た。福田喜藤治は小坂の爲に盡力したが遂に及ばなかった。其後、辛うじて堤防は成ったが用水不充分の爲に收穫薄く、且、風波の爲に屢々堤防破損の事もあつて修繕を要し、收支償はざる状態が続いた。温品は遂にこれに蔽ふ人菊屋孫太郎に賣渡した。

菊屋はこれに岩倉の人上野謙藏に頼んで改善を托した。上野は乃ち防風林を堤防に設け一方上流の餘水を引き入れる爲堰板を設け、塩田開作地主と（金石誌参照）を結んだ。こゝに於て風波の憂漸く除かれ、灌漑の便を得收穫も現時の如き好況を見るやうになつた。

#### (五) 江畑溜池

江畑溜池工事は附録金石誌「江畑溜池竣工記念碑」に委しく述べらるゝには省略する。

### 一〇. 交通運輸

道路橋梁の改修、交通運輸機關の發達は近時漸次に進捗して来た。十分とは未だ言はれないが、これを今より五十年前の明治の中頃と比較して見ても實に驚

くべき程の發達と謂はねばならぬ。

往時は村境を越えて隣接の村に行くに、南は日の山越の阪を越え、又は高低多き仙在道を経て東岐波村に入り、黒谷の丘路（俗に座類ころげ）を越えて西岐波村及び宇部地方に通じ、西は青畑より大日越をして厚狭郡中山に入り、四郎ヶ坂より持世寺田小野車地方に入り、北は皇田土路石の阪を過ぎて佐山村に行かねばならなかつた。只、海に濱する阿知須浦のみが船によつて米穀其他の物資を遠く運漕する便を有つてゐたのみである。

故に此の地にまだ諸車の無かつた頃は、遠方に行くも徒歩でなければならなかつた。物資を運ぶには人の肩にしろか、馬の背にしろかせねばならなかつた。例へば一振（重量十六貫匁）の石炭を買はんとする者は、朝未明より馬を牽いて厚狭郡舟木錢ヶ原舟に到り、午後三四時の頃歸村するといふ不便さであつた。陸路秋、下関、徳山に行くも健脚の人にして往復二日を要した。

明治二十年、阿知須浦より北方八幡宮に至る道路の改修があり、其の他所の道路の改修が行はれたが、同三十二年山陽鐵道工事があり、佐山村由良に阿知須驛が設けられ水に及び、これより人々は道路の改良の益必要なるを思ふ

うになった。明治三十四年一月、山口縣知事古澤滋、山口より宇部に通ずる嚴定縣道視察の爲め此村に乘り宇部に向けて過ぐたこともあった。これより年々道路の改修、交通機關の設置があつたが、こゝには記述の煩瑣を避けて其の主要なものに左に列記して置く。

- 一 且、野口線を村道として改修、大正十一年十一月、
- 一 且、阿知須線を村道として改修、大正十三年六月
- 一 宇部鉄道開通、大正十三年
- 一 山陽鉄道本線複線工事、大正十五年
- 一 電話機架設、昭和二年七月
- 一 御米橋より赤迫橋に至る道路擴張、延長一〇〇米、幅員二七米、昭和八年三月
- 一 明神町筋道路改良及藏谷小間物店前より大澤大工宅前迄まで道路改良全上村道河内源田畑線、内、宇須田河内前、鐵道踏切より踏切に至る北側、昭和十年三月
- 一 明神町分岐点より八年施工道路に至る間、昭和十年三月、(以上四項は時

局道救土木事業)

一 野口より上河内に至る道路更新擴張、昭和十三年

昭和十五年現在の交通運輸は次の通りである。

縣道延長(阿知須町内)一里五町、町村道延長、六里二十町

荷馬車 六九、荷車 三六五、自轉車 九三一、採用自動車 二、

貨物自動車 二

## 二、風 俗

時代の趨勢、文化の發達、交通運輸の便否により、遠近都鄙の影響をうけて風俗の変遷推移がある。

西部農業地方は比較的固定的であつたが、東部海岸地方廻船業者の多く他地方都港の影響を受けるとに違つたことと言ふまでもない。然し現今の如く、交通機關の便を得るに至つては殆ど一般的に他の影響をうけ、白に月に移り變つて行くことの速いことは争はれない。

## い、家 屋

家屋は藩政時代は一般的に所謂草葺の家で稀に士分の家、又は素封家に於いて瓦を葺く位であった。草葺といふのは大抵稻藁又は麥稈を用ゐ、用意あるものは山茅の久しきに堪ゆる者を用ゐた。藩の此の地に設置してゐた「御米御藏」、「社倉藏」の如きも屋根は藁葺であつた。

民間の居屋は概ね四疊半四間、六疊四間位の制で、表の間(客間)板の間、塋所(食堂兼居間)、帳台(寝間)の四間であつた。古くは寝間の北の一面は厚壁、面の一方は下に普通の壁で物入が設けられてあつて、穀物や衣類寝具其他の家具を納めることとしてあつた。普通は土間を隔てて物置場が設けられてゐた。客間は床の間に並べて佛壇が設けられ(中には特に佛間を設けた家もあつた)神棚は客間か又は塋所の一隅の鴨居の上に懸へてあつた。

疊は大方の家に備へ付けてあつたが、平常は積重ねて保存し、藁葺、藁近が敷かれた。板の間は板張りにして多くは疊も並も敷かぬが普通であり、農家では葉仕事をこゝに於て爲し、秋の收穫米を原へ谷取のまを一時の置場とする家もあつた。塋所の間には方三尺位の圍爐裡が設けられ自在鑪を吊し、食物を煮るに便にし、一家暖をとるやうにしてあつた。圍爐裡に接して土間に食物を煮

焚する小さな竈を設けられた家もあつた。又、此の間に「押入」といふ物入があつて、飲食物、食器、日用の小道具を置く。土間には大小の竈を設け、流し(走りざき)を設け、水甕を掲げてあつた。

農業地方では屋内に井戸のある家は極めて稀で、多くは屋外にあつて隣保と共同に汲むのが多かつた。住所は家相の吉凶をいふ者もあつて、「入船屋敷」「辰巳釣井」「戌亥藏」といひ、井戸や土蔵の位置を氣にする者もあつた。

土蔵を設けた家もあつたが、茅葺であり、厚壁を堅固にし白塗を塗つたのは殆どなかつた。納屋(長屋)に物置と土間とがあり、厩(駄屋)と堆肥場(肥立場)とが同様にあつた。便所は長屋に附設するか、母屋の門口に近く設けられたのが多かつた。

毛利藩政時代には両三儉約令が布かれ、家屋の構造も自ら制限があつて、板縁を設ける家があつても板尺が短かく、内縁造は士分の家で無ければなく、上臈司を設けた家は普通の民家では殆ど無かつた。軒天井を設けた家も屋内の土間の上、圍爐裡のある台所の上には天井を張らない間があつた。それは屋内で

煙を破風に送り出す爲でもあつた。天井には一間又は二間を踏天井と

いふ堅固な構造にし、薪や炭俵などを藏する場所としてぬり家もあつた。されば屋根裏も物置の事も黒光りがし、太い大黒柱が漆塗りのやうに拭き込まれて人の顔の映るやうなのは、寧ろ其の家の誇とするところであつた。

然し、民度が進み、法度が更なるにつれ、漸次に棟瓦の家が出来、白漆喰を瓦に用ゐるやうになつた。殊に阿知須廻船業者は夙に阪神風の影響をうけ、早くから瓦葺、上げ部、格子戸の家も出来、大火災後は土藏造の家が多くなつた。

明治維新後になつては漸次に家屋の構造もかはり、明治の半より後は所謂「三の間下り」の家も多くなり、内縁も出来、客間に書院造を加味し、飾棚を設ける家も多くなつた。硝子障子(窓硝子を用ゐる)採光採風の宜しきを得、衛生的建築が多くなり、大正昭和になつては二階建の家數も増し、煉瓦、セメントを用ゐる家が多く、建築の設計に、材料の選擇に意を用ゐ、結構良好の住宅を見るやうになつて来た。

然るに、支那事變勃發以來は、漸次に物資の統制が強化され、建築材料が容易に得難く、價格も騰貴して來、且つ非常時局に對する心構へもあるのです。止むを得ざる建築の外は見合はせぬやうになつた。

### ろ、衣服

正徳、元文、寶曆年間、藩政府は屢々儉政令を布いた。殊に天保に至つては十年七月節檢令を出し、翌十一年三月には儉政令を布き同年八月には婦女絹布禁止令を出し、十二月には諸士服制を改定したので士民は一般に綿服を用ゐた。殿りに下着に絹を用ゐることの許されぬ者でも上着は必ず手織の綿服を着るのであつた。

冠婚葬祭、年頭年賀の禮服には社袴又は羽織袴を用ゐた。時によつて多少の差遷もあるが明治維新前迄は士分、醫者等は着丈を長くし百姓町人は短くした。旅に出るには士分は割羽織(ぶつぎ)に袴、袴を用ゐる時は高く折りからげて脚絆を着け足袋を穿く。庶民も羽織を着、一刀を腰にして出る。雨天には雨合羽を用ゐる者もあつた。

合羽と併行して旅行又は防寒防雨に用ゐたのは「引廻衣」である。女はお高祖頭巾又は手拭を冠つた。

明治二十年頃から「マント」又は「トンビ」といふものを普通和服の上へ着るやうになつた。ニ重マントといふものも上流の人の間に流行した。それは上

と下とが難れるやうに出来て居り、上を脱れば、下は袖がないので和服の両袖が全部出るやうな型のものであった。それで下のみを和服の上に着て出歩く人もあった。

この頃から學生は小倉綿織の洋服を着るやうになった。普通の人も洋服を着用するのがあった。和服に兵児帯(天竺木綿の大幅、長一丈位)を巻き、短靴を穿いて出る人もあった。羽織は甜木綿のが多く、飛白、立縮のものもあった。女の袴を着けたものは、女教師、女學生のみで、踵をかくすまで長くした紫染の袴を用いた。

日清日露戦役後は人心稍榮美を好み、絹地の衣服を着るものが多くなった。洋服も亦多くは毛織物を用い、外套、マント、オーバー、上衣、雨衣、夏上衣等も着る人が多くなり、袴は仙臺平、毛織地を用い、襠の無い所謂行燈袴が多くなった。帯も縮緬の扱帯を用い、博多織、西陣織をしめる者があった。女子の帯は金紫絢爛たる模様あるを喜び、婚儀に用うるものは數十円乃至数百円の高價なものを用ゆる者もあった。大正の比よりは洋服を用うる者が多く出来昭和に入つては便利上背廣詰襟の服を用ゆる人が多くなり、支那事変以来は勞

働服も出来、國民服が定められた後は日を遡って着用する者が多くなった。婦女子の衣服は大模様の柄が流行し、若き女子の上衣は黄、緑、紅色の人の目をいく柄が用ゐられる。一片、二片迄米國風の便利服を用ゆる者もあるが其の数は少い。近時は人造絹糸、人造織、絹の文織が多く、見かけは光澤が強く鮮麗であるが品質が脆弱なので新調を急がぬ傾向があり、殊に日支事変勃發以來は物資の統制上金絲漆線の織物が出来ぬやうになり、時局柄節約を旨とし、自ら華美の服装は漸次に戒退するやうになった。そして農業作業上便利であり、一面國策に副して警防團を援助すためこの町の女子も「もんぺ袴」を用ふるに至つたのは特記すべきことである。

## (ハ) 飲 食

飲食は往昔に遡るほど簡素であった。日常三度の食は米麥混合の飯に一汁若しくは一菜、時には香の物一つでも添ますこともあれば、味噌、塩のみで済ますこともあった。粟黍の團子、蕎麥粉をかいで補食する家庭もあった。

味噌醬油は自家で造る者が多く、酒は醸造家のを買ふのであったが、これも



多くは自家用料は自家で醸し濁酒を用いた。焼酎も亦自家で造った。普通民家の客事は濁酒が用いられ、肴は簡素に二三種位であり、扱み肴と稱して着に扱み、客の掌、又は柏の葉等の上に分配して饗した。木皿、折板等を用いたのは後のことであった。上流の家の婚儀等には足付膳を用いたこともあったが、多くの家は用いぬ方であった。天保の節儉令中に

一、婚儀之節料理一重ニ茶、外に香の物、酒三通、吸物一種、肴一種、輕き菓子一種たるべし。夜の婚礼に候はゞ雑煮、吸物肴一種不可過。扱の肴は晝夜ともに可為格別事

とある。其の年代の宴會の簡素であったことが想像が出来る。鳥魚の肉を食ふことは今も昔も異りは無い。然し獸類の肉を食ふことは、宗教的因習の久しき不淨不潔の事と忌みて食ふことを避ける方であった。もつとも、鯨は魚と思ひ、兎は一羽二羽と数へて鳥の類と考へて食った。唯、野豬、野鹿、狐狸等を食ふ者も稀にあったが、それらは偽物食として婦女子は嫌った。牛馬の肉に至つては明治の十五六年頃迄は最も不淨の物とし、しかばへ尻の義か」といつて多くの人は食はなかつた。故に之れを嚙み歩行く商人は籠に秘め

て来、買心者は刷の偽物食の仲間を語らひ、家族にも秘して之れを買ひ、納屋の片隅又は竹林の中に馬鞍の鐵子を立て、破川鍋、鉄土瓶等で煮食する程であった。これを居室で煮ることは家の穢れと思ひ、これを食ふものは三五日は神佛を拜むことを慚らねばならぬと考へられておたからである。然るに、それは滋養物といはれて味食する者が多くなり、砂糖等を加味し調理も巧みになり、現時では客にも出し、其の他の宴にも食膳に上すやうになつたのは、實に短年月間の大変化であり、驚異である。

ハ砂糖を食物の調味に用ゐることは近時からのことで、維新前は菓子製造に用ゐたまでのものである。近時に至つても黒砂糖が多く、中白等は曲物に容れられて贈物とし、贈られた家では今日の菓子同様に茶の友とし、小供に與へて喜ばせられたものである。後、次第に調味に使用するやうになつて来た。

酒は自家用料酒の醸造が出来ないやうになつて醸造家のを買ひて飲用することなつた。近年では京阪地方の銘酒が樽詰又は瓶詰として我が町にも輸入せられ、我が町の酒も亦他の地方へ輸出するやうになつて来た。然るに支那事変勃發し、聖戰久しきに堪ふため國策として、酒の醸造高に制限があり隨つて

賣り出しにも制限があるやうになつて来たことは亦やむを得ざることである。前記の砂糖も配給統制となり、各家庭が毎月家族数に應じ切符附で一人毎月平均六十匁宛配給をうけることになつた。

麥酒、葡萄酒は明治の半より賣店の棚に飾られた。其の他飲料としてラムネ、サイダーも同じく其の頃から流行し、嗜好飲料にはレモン水、蜜柑水、莓水、咖啡、緑茶、紅茶等が今日も用ゐられてゐる。

(二) 冠り物、履物

藩政時代に一般に用ゐられた冠物は手拭、綿帽子、頭巾、笠であつた。

手拭は長さ三尺の木綿で模様には豆紋、蕨紋等いふのがあり、青少年が祭禮等に用ゐる手拭は両端を紅、薄藍に染め分けたものもあつた。綿帽子には白、紺、萌黄色に染め主に老いた婦人が冠つた。頭巾には高祖頭巾、袖形頭巾があり、寒冷の季節に用ゐた。

笠には薄皮笠、菅笠、折笠(へさごや)があり、北方八幡宮の祭禮日にもそれ等を冠つて参詣した。士分の者は「一文字」と唱へて菅笠の上表面が稍直線になつてゐるのを用ゐた。

傘は番傘又は大文字入の間屋傘を用ひ、婦女子は暑夏には日傘を用ゐた。しかし、天保の節儉令に

「青紙にて張る手傘と日傘と相用候儀一統被指留候。尤小児の分は別外之事」とあつて、黄紙張りのを用ゐた。この傘をしやり、さんといった。維新後は青紙(紺紙)と蘇色紙と二重に張つた晴雨両用の両天傘といふのが出た。

明治十七八年頃に燭燭傘を見るやうになつた。骨鐵が八本乃至十二本で白布を張り、白布には花鳥、蘭菊の墨繪又は詩句が書いてあつた。後には黒布で張つた骨鐵も多くなり、絹張りのも用ゐるやうになつた。此の頃、蘇鐵の葉で編んだ被笠が行商人等に用ゐられた。

尋いで麥稈帽が出来、葉製製の帽子も出た。ヘルメット帽といふのが現は

れ、パナマ帽も流行した。大正の末、婦女子の傘は花やかな絹で張られ、中には蝶、千鳥、其の他美術的に透模様の作られたものも流行した。昭和に入り婦人用の傘は柄短く、柄頭に角、硝子又は環等を飾られたものが流行して今日に及んでゐる。

男子用の帽子も「山高」「中折」等、それも種々の形に変化し、色も青壯老年にふさはしいのが年々流行を轉じて来た。支那事変以来、兵士の冠ぶも戦闘帽に倣ひ、地方でもそれと類似した帽子の流行を見るは軍國の氣分の現はれとも見るべきこと、頼もしく思はれる。

履物の変遷は餘り激しくはない。草履(足半、角金剛)草鞋、木履、下駄(塗下駄、助下駄)雪駄(近時は極稀になった)靴(短靴、長靴、編みあげ)等があり、近年は地下足袋、護謨靴が多く用ゐられたが、これも亦非常時局の影響により原料の不足により切符配給となり、手に入ることが容易でないことになった。

### (五) 娯 樂

住民の娯樂は、只、其の時季により、時機に應じて或は内より發し、或は外より來ることによつてこれを得たのである。故に娯樂的慰安的のことは一定のものはなく、往時にあつて今日に過ぎもの、現時にあつて往昔になつたものがある。其の種類も多種多様で、或は藝術的のこと、見えぬもの、或は單に視聽を樂ましめるもの、或は集團的のもの、或は宗教的の意味を含むもの、高貴

的で純粹には娯樂の範圍に入られぬものかとも思はれるものもある。又、見方によつては猶郷土人の娯樂ともなり、慰安的の一つともなることもあらう。便宜上、大要を分類して列挙して見よう。

#### (イ) 藝術的のもの

一 謡曲 祝儀的宴會に必要なので往時はこの傳習が盛んであつた。故に番物よりは小謡の方が多く學ばれた。現今に於ても一般ではないが好める者はこれを習つて宴會等で謡ふ。

二 淨瑠璃 同好の數人が其の道の師匠を雇ふか、又は既習の人について教授をうける。習熟に及んで「上げ會」といふを催して聽衆を集めて聽かせる。

三 琵琶歌 大正の初、一時流行せんとしたが次第に衰へ、今日では殆ど止んでしまつた。

四 芝居 往時は秋の收穫前に旅役者の一行が巡つて來て三夜乃至五夜演じたものである。豊樂芝居と稱して野原又は川田のあとへ掘立圓屋を設け觀覽料を要せず群集を樂しめた。一部落又は二三部落の同好の青年が練習して豊樂芝居をすることもあつた。

五、人形芝居 操人形芝居ともいった。これも他の地方へ例へば淡路の源之丞一座から来たものに演じさせた。近時はうち絶えて来ぬやうになった。

六、壮士芝居 浪花節芝居。壮士芝居は昔生芝居ともいった。所謂、新派の演劇で、中途退學廢學の學生等が一座を組織して巡興行するのである。浪花節芝居は浪花節を語つて説明するからいふのである。近年は殆ど来ないやうになつた。

七、舞、琴、三味線、これ等を總稱して遊藝といふ富嶽にして閑ある家の子女が學んだ。現時も繪に學ぶ者がある。

八、茶道、花道、茶は千家、花は池坊流を學ぶ人が多い。茶を學ぶ人は近來は近く、生花を學ぶ者は多くなつた。茶は佐山村の鈴木聽松軒、其の門人山田左太に學ぶもの多く、花は西岐波村土屋峯松、其の門人中野祥松に學んだ者が多かつた。

九、囲碁、将棋 往昔から好める人によつて行はれ、現代でもかなり好む者があつて、囲碁の方は時々基會が催されり程である。

一〇、俳諧、所謂雜俳と稱するものが維新前後に行はれ、各階級、各生業を問はず

才風流を好む者の間に喜ばれた。選者は維新前に佐々木向陽、江口島山人等があり、維新後は秋穂二島の人五也、無着、菴、村、陶村の天真齋、春阿等があつた。明治の中ごろ迄は盛に行はれ、集句をして神社へ奉願奉燈をすゝることもあつたが、現時では中絶の姿となつてゐる。

(備考)

雜俳は通俗文學で、句題に、長舞、短舞、冠笠、帯、折、一折、二折、三折、六折、字結び、品題、發句等があつた。

(四) 歌謡的のもの

一、座頭歌 盲僧が琵琶を弾じつゝ、古今の軍記、武勇傳を歌ふので、往昔は陰曆正月の夜に都落の人が集つて聴くを樂しみとした。外題は百合若物語、大江山、小栗判官、厚東物語等で多く誇張の文句をならべて聴衆を笑はせた。これ等の盲僧の中には「八人藝」と稱して數々の樂器を手足、口、頭等に結び、一人に七、八人の聲色や物音を聴かせることもあつた。これ等も明治の中ばまでであつたが、今は演ずる盲僧がなくなつた。

二、四、竹、胡弓、両の掌中に二枚宛小短冊形の竹片を持ち、かち、く、と

打ち鳴らし、又は語りよすつて祭文節を語つて来る藝人があつたが、今は未だ、  
いやうになつた。尚此の外に法螺貝を吹いて祭文節を語る藝人が来、三箇の小  
さい木魚を鳴らしてかぶく水節（阿呆陀羅經ともいふ）を唱へつゝ来る辻藝  
人もあつたがそれ等も見ぬやうになつた。

三、**祇園舞** 祇園其の他の祭事に山車を飾り、少青年が大鼓、笛、三味線等  
の調子と合せて打ち舞す。これはいかゞりといつた。昔時は盛に行はれたが、  
今は僅に阿知須神社の例祭の行事にある管絃船の賑に残つてゐるのみ。

四、**歌謡** 其の地方々々、時代々々の人心の反映ともいふべき歌謡が長く保  
存されてゐるものと、逐次に消滅して行くものとがある。往時から流行し、現  
代でも時々歌はれるのは、追分節、大津繪節、相撲甚句、米山甚句、博多節と  
いふ、（好此節）等であり、何かの機会に盛に齊唱せられるのは勤王攘夷論  
の盛んであつた時代に志士の間に歌ひ出された「さかいふこ節」である。尚  
近時に歌ひ出されるで流行するのは安末節、彦見鳥巻頭、おはら節、原宗音頭等  
がある。

五、**労働歌**

労働歌中の最なるものは、流暢清麗で而も歡喜と希望に満ちた

田植歌、剛健質實底力の強い白虎歌、素朴で快適な木挽歌と熊歌、閑雅で婉曲  
美妙な籠車歌と機織歌、明朗な徹な船歌、快調にして高低緩急巧みな長持歌等  
である。然るに田植歌は昭和二十五年頃から聴かぬやうになり、白虎歌も亦其頃  
までは晩秋の夜長に唄に違ふまで處々の農家に歌はれたが今はやみ、籠車歌  
も機織歌も製絲製布が自由に買はれるやうになつたので歌ふ婦女子がなくなつ  
た。熊歌も精米歌も殆ど絶え、唯僅に木挽歌、船歌が存し、長持歌は婚禮の荷  
物を運ぶ時、盛に歌はれるが、近時は馬車又はトラックで運ぶので歌ふ要  
がなくな、神社の生祭、婚娶の披露宴等に餘興に歌ひ、徳川時代大名参勤交代  
の荷物運搬に當つた人夫達の昔を懐かに思ひ得る位である。

(ハ) **観覽的のもの**

- 一、**猿廻し** 往時は陰曆正月梅の咲く頃になると背中の荷風呂敷の上に猿を  
乗せて都落々々を廻り、猿を舞はせて米又は錢を貰つて行く男が来たが、現時  
は来ぬやうになつた。
- 二、**獅子舞** これも上月に承た。獅子舞は一人が太い獅子頭を両手で支へ、  
一人は後陣の役となつて笛、大鼓の拍子に合せて舞ふのであつた。これも殆ど

来ないやうになった。

五

三、**大神樂**、獅子舞と輕業を合同したやうな觀物である。藩政時代の初から年頭伊勢から来て代官所、大庄屋、在屋の許可を取り、悪魔拂ひの祈禱と稱し、白紙と杖刀を握つて舞ひ、又は鍾獅子、手鞠の曲取などして群衆を喜ばせた。

現時は阿知須浦の市街地に來ることもあつた。それも極めを極めた。四、**萬歲**（三河萬歲）こゝも明治の初年までは年頭松の内に來たものである。一人は兼襖に折烏帽子、扇を開いて目出度い文句を並べた謡をうたふ。一人は才藏と稱し鼓を打つて拍子をとる。今日は全く來ないやうになつた。現時は「漫才」と稱して二人舞台に立ち、奇矯な饒舌を聞はし觀衆を大笑させる。好んで觀覽する者が多い。

五、**猿芝居**、**犬芝居**、**鳥藝**（鳥は多く四十雀）

六、**手品**、**輕業**、**曲馬**

(七) **集團的のもの**

一、**金踊**、古くから行はれてゐた。大正の頃、一時振はなかつたが、農山村漁村の慰安娛樂として有識者の推奨する所となり、再び興行するやうにな

つた。然し、昔日の如く太鼓の鳴音を競ひ合ふことなく、徹宵徹夜踊るやうな弊風が矯正せられて來た。

樽を構へ、多くの提灯を照し、「口説」といふものを太鼓の音に合せて歌ひ踊る者は樽の周圍を円形に繞つて踊る。「口説」には「いぢは口説」と稱する教訓歌があり、「那須興市」の如き武勇傳があり、其の他烈婦傳があり、「三太」の如き恋愛物のもある。

別に「白河踊」といふものもある。近年金踊の改善を唱へ、「木曾踊」といふを講習もし獎勵もせられたが、依然舊來の手振りの方が盛に行はれる。

二、**競馬**、我が町に競馬興行が最初に催されたのは明治二十八年、宇岡山原に於てである。爾來、馬匹の改良の獎勵と共に益盛になつて來た。

三、**幻燈映画**、**活動寫真**、幻燈映画の我が町に行はれたのは明治二十七年九月、阿知須小學校で教育幻燈會が催され、日清戦争の情況、福島安正中佐の單騎西比利亞旅行を見せられたのが初であつた。其の後各處に映寫が行はれたが活動寫真の出現を見るに至つて熱鬧催せられぬ様になつた。

活動寫真は明治三十一年五月、兵庫の人某が器械を携へて來たのが初めであ

を

つた。然し今日の如く精巧なものではなかつた。其の彼器械と映画の作製とが並行して進み、現今は発声活動寫真も出来、観覧者を喜ばしめぬやうになつたので、開催せらるゝ毎に観覧者は會場に群集し、盛況を呈するのである。

二三 言語

現代の我が町の言語に就いて記述して置くことは興味あることであり、且つ後の人の研究資料になること、思ふ。

勿論、こゝに述べんとする言語は、我が町のみに限られた言語ではなく、廣く行はれてゐるのであるが、こゝには我が町を中心として記述してみたのである。

我が町の言語で第一に感じぬことは古来から使用された所謂古語雑言が今も猶多残存して使用されてゐることである。其の主なるものを擧げてみよう。

あさぎた 朝北風  
あち 味覺 あちがもと使ふ  
あらまし 概要の意  
あしつき 足付膳 あしつき膳と使ふ。  
あらくまし 荒々し あらくましい、又はあらくましい。  
あらもと 搦く時に碎けた木 現代は白濁してまだ脱皮と細といふ

いきづむ 鬼詰む

いららかす 自動的にして「いらはれる」と使ふ

うぶのかみ 産髮

おほのか 寛大、宏量

かたぶく 傾く

くゆす 崩す 覆す

け 食 他食(か作) 一食(ひとけ)

さびらき 田植を初む

しこる 頻る 瞬と連続的の意に用ふ

しづり 雪墜 しづりと書らず使ひ水漬と

しまく 風巻 しまく(く)等といふ

たがきさ 徒様 たまさま

ついで (遊に)の意 ついその意

とうしみ 燈心

なごし 夏越

いしく 石工

うぐ 崩ぐ うげと

うるひ 潤

おほかね 巨鐘

かな 鉦

くろとり 水鶏

こづむ 木積む こづめぬ

さをと、し 一昨昨日

したるし 下品 したるい

しひる 強る

(しりたむら) しりたぼ

ちかどなり 近隣

つて 傳への約 つてが善い等使ふ

としごもり 冬籠

にこげ 柔かき毛を敷

現今は、大晦日に神社に冬籠通夜することといふ。通夜は音便による「ぬこげ」といふので、通夜の如く「なごし」といふ人がある。

ぬるむ 微湯

のこふ 拭ふ のこふ又はぬぐふ

はからかす 放棄 はからかす、約して「はかる」「ほろかす」は「放下」を動詞にしたもの、ほろけるは自動、ほろすは他動。

ほとばす 潤す ほとばす(他動)ほとばす(自動)

まろめる 丸む まろめる ほめく 熱す ほめく(自動)ほめかす(他動)

めだつ 目立つ もろむき 諸向(羊齒菜)

ゆすら 櫻桃 ゆすら又はいすら ゆする 泔 ゆする又はいする

ゆびく 湯煮 ゆびく又はいびく ゆうさり 夕方 ゆうさり又はゆうざりとする、夕ま

よく 避く よけぬ

わたまし 新築の家屋に移り住む わたまし又はおわたましといひ轉じて新らしき器具を便小ことにもいふ。

を 峯 山の脚也「山の尾」など使ふ。

次に外來の語がかなりに多い。其の數例をあげて見よう。

(i) 支那近代の音によるもの

行燈 あんどうん (宋音)

賣僧 まいす (宋音)

銀杏 ぎんなん (唐音)

饅頭 まんぢゅう (唐音の訛)

漫瓶 しびん (唐音)

普請 かしん (宋音)

綾子 りんず (唐音)

天秤 てんびん (唐音)

焙爐 ほいろ (宋音)

不可 やけ (清音)

(3) 歐羅巴語

あま 尼僧 (佛蘭西語)

しやっほ 唱 (石同)

しやぼん 石炭(石同)

たばこ 煙草(葡萄牙語)

どんたく 日曜日(和蘭語)

らしや 羅紗(葡萄牙語)

(4) 佛典又は梵語より來たもの

金輪際 こんりんざい 絶対にの意に用ふ

金輪奈落 こんりんならく 同 右

三千世界 さんぜんせかい 世の中といふ意で使ふ

沙婆塞ぎ しやばささぎ 厄介物の意

ねぶりのき 合款木

のびやか のびくした心地



修羅 しゆら 修羅をにやす等い小

修羅道 しゆらだう 家庭の不和、争鬪、又は喧騒を形容しての小時

曼陀羅 まんだら まんだらないことでもない等と使小

夜叉 やしや 夜叉は青面紅髮形相、習しき鬼神、故に乱雑の事物を指して、やしや、やしやんぼう、転じて

かしや、かしやんぼう等と使小

陪堂 ぼいとう 禪寺の食堂より轉訛して食

東司 とうず 禪寺の廁をい小、轉じてちやうずとい小

虚空 こくう こくうはるか、又はこくうさつた(虚空薩陀)等とい小

莫迦 ばか 梵語 檀那 だんな 梵語

更に普通語を延長し約短し、又は音便によつて訛言となつたものがある。例  
令ば

「おほっか」の延長で「おほっか」となり、おほばこ(車前草)が約短して  
「おばこ」となり、「得勝手無し」が音便で「えがつとうなし」になつた類であ  
る。其の他、「よかれ」は「弱枯」の約、「よがぢよつびてえ」は「夜がな夜一  
夜」、「やりくも」は「やみくも(闇雲)の轉訛、「ばてがへら」は「はてがへ

る(果て返る)の転訛したもの等多くある。

更に方言に就いては曲末の明かなものと、未詳のものがあつた。例へば

きわつた 覺えず察する感嘆詞を副詞体に使つたのである。

くまく くまは曲、曲を巻くこと、縁物の縁方の一つの名

ちゆに 宙であらう

ごつぼう 極方か

べら 舌はべら、くするののでいふのであらう。(竹籠、木籠等薄くして軽く動くの意、りま)

すまる 無氷 上右頭に覺けた至飾(みすまる)に似てゐるので「み」を省いていふのであらう

つばえる 戯れ騒ぐこと 鳥羽僧正の戯画鳥羽繪といふ名詞を動詞化したものであらう。又燕を古

語に「つばひ」といつたのでそれから来たのであらうといふ説もある。

どだい 土臺、根底の義

とはうとてつ 途方途微

等である。

地方の言語は一般的にいへば漸次に簡素になつて行く傾向があるが、古来我が  
町の言語は多く丁寧の意を帯びてゐた。例へば他人の家を訪ふ時、

おんまへたします 御前致します  
ごめんなさへ 御免なされ坐せ  
まうします 物申します  
おたのみします 御取次を頼みます  
おことゆうござります 御事多小ござります  
等があり、訪はれた家の人は、

ようおいでなされました、  
どうぞ、おあけなされませ  
といか、市街をなしてゐる地方の中には  
かうしなへ、行きなへ、来ない  
と話す人もあるが、それも、  
斯う篤なされ、行きなされ、来なされ  
の略で、いづれも敬意を含んでゐる。彼の「おごちそうさま」(御御馳走様)  
「おみこしさま」(御御興様)等の語があるのは最も強く敬意を表出せんため  
に出来た言葉といふべきであらう。

一般に用ゐられるは居るぬが横巧を加へた謂はゞ変態的な名詞や副詞がある。  
例へば「しさんたらう」(四幡太郎)といふ言葉がある。物事に厭き易く、染  
まぬ人を指していふ語である。「しまん」は「四幡」と響く。よつて歴史上の  
人物「八幡太郎」に寄せ、「四幡太郎」と語るを利かしていふのである。「へ  
うきんだま」(副軽玉)といふ語がある。浮薄軽佻の人を評する語である。「輕  
は「きん」と發音する。「きん」は「金」に通ずる。よつて「金に玉」を加へ  
て構成した詞である。此の種の語他にいくつもある。  
てんやあわんやあ 店屋枕屋 けんつくでつぼう 剣突鐵砲  
つっぱり、こっぱり 突張骨張 ごまつく 後手つく (碁将棋の語)  
たらかく 鯨鯨 (満腹の意) あまんじやく 天邪鬼  
こくれもくれ 胡来川蒙来川(元寇時代)  
等がある。又、語調により人名の如くいふ語もある。二三の例を擧  
ぐれば、

すかんべい 好まぬ意 九て吉 得意の枝  
石部金吉 種園の人物を指す 手振孫四郎 手に何物も持たぬ者 無資本  
百五

等である。

今一つ記して置くことは、維新前、苗字帯刀を許された者の外は百姓町人苗字を有たなかつた。故に此の時代は對稱又は他稱の場合、其の人の屋敷職業、其の人所有の船号を呼び家宅の所在地等々呼んだ。例へば辰巳屋、乾屋、備後屋、尾張屋、明神丸、八幡丸、窪、面ノ浴、前、後、橋本、釘屋、絲屋等であつた。

尚、面白い事には、一地方に同名の人が二三人もある場合には、他稱に其の人の父の名を冠らとていふこともあつた。例へば甲乙丙三人の喜左衛門があつて、甲の父の名は興作、乙の父の名は半助、丙の父は平兵衛であつた時は、甲興作喜左衛門、乙を半助喜左衛門、丙を平兵衛喜左衛門と呼ぶの類であつた。今日から考へると仇名のやうに思はれるが、其の時代としては、然らざることも或は無理からぬことであつたであらう。

然るに、各家苗字を有つ今日では、各自が名を呼ぶことは種然きこととし、相對しては苗字をいふこととし、同苗の人多き場合は、「西」「東」「後」

「本家」「新宅」等の語を加へて呼ぶことになつた。

### 一三 年中行事

年中行事は時代の推移につれて新次に変遷して来た、藩政時代天保前後のこととは風土注進案の「風俗之事」について略知ることが出来る。即ち

正月三日の間は長立候者は上下或は袴、羽織等にて寺社参詣、地下役、至親類朋友へ年始之祝詞申述、奴婢に至迄休息せらせ、五節句には勤業を心寛く仕、田植は入梅の比大勢小勢田地の多少に應じ男女相集、歌などうたい賑はしく裡村、一村中の植付相濟候悦びの泥おとしと唱へ、氏神へ参詣神樂を奏し一日宅仕候。

六日土用に入、虫除の御祈禱として八幡宮御幣、太鼓、鎌田考大神等行列して田頭を巡幸し、社僧社人地下役人等供奉仕候

七月中旬には西三夜若輩の男女相集り、太鼓打難し金踊仕候  
八月十五日、十六日、氏神八幡宮祭禮にて村々休息拜参仕候

九月には小祭と号し、村別森林小社祭日追々御座候、家別有合之直野

茶にて親類朋友未往、濁酒など酌合申候。

村中大概真宗にて、春分、寺之定會と号し六七日宛の説教有之。二季の彼岸、七月の盆會、十一月の報恩講執行佛參社、猶銘々の志にて秋冬之閑一夜宛自家へ僧侶相招き佛事執行社、村に奇、地神祭と唱へ冬より早春の間、輪番當屋を定、或は社人、或は地神經讀誦の首僧など相招き一日宛祭式相調候、幣をもつて表富に建、虫除仕履流列も御座候。

婚姻、未祭、家達并寺子より師家への礼謝（年頭中元歳暮、五節句、晴晴）奴婢の

出替（節走十三日）等之儀は都て隣村に相替り候儀無御座候事。

とある。

太陽曆が行はれるやうになつては、額に変更し、一時五節句等は廢れぬたが、近時は稍舊に續り、昔時の餘風を偲ばんとする傾向が見えて来た。

一月一日、明治の半ばからは共同祝賀會が催され、同時に思ひ／＼に年頭の回禮も行はれたが、大正の初からは祝賀兼名利交換會が催され、回禮する者は極めて少くなつた。

節分の夜、昔時は「福は内、鬼は外」と高く呼んで炒豆を撒いた追儺おぼろといふ式があつたが、現時は昔語となり、特別の家庭に於いて児童に豆を撒かせて樂しましめるのがある位である。

男の鬼のために破魔弓やまゆみ、女の鬼のために子鞠を飾つた昔の風は年々に減退するやうである。今時も書初かきぞめといふことはすが十五日に行つた左義長ひだりよしかは廢れた。

（往昔は正月三朝の内に學童は履買の句例へば「天地和合樂、再福丹満樂」などと書初し、十四日の夜、錢貫、又は大根に松竹梅をさしたのを待ち歩行あゆみき、「むら／＼」と唱へて、谷江より餅を貰ひ集め、翌十五日、高き丘の上に登つて火を焚き、餅を焼いて食し、書初の紙を焼き、其の紙片が高く空に舞ひあがればあがるほど書法が上手になるといつたもので、それを左義長ひだりよしかといつた。）

二月十一日、紀元節

三月三日、女の鬼のある家では雛の殿を飾つて雛祭を行ふ。

三月廿一日、春季皇靈祭。

四月三日、神武天皇祭。

四月二十九日 天長節

五月三日 旦 日吉神社の例祭、深具市が立つ。

五月五日 男の子のある家には端午を祝ふ。蓬、菖蒲を形ばかりに軒に葺き、  
職、吹流し、紙鯉を立て、床の間に武者人形を飾る。尚武の精神のいよ／＼強  
盛なることを示すこと往昔のまゝである。

五月十七日 井関野口、枝川三部落の最島社（現今は北方八幡宮境内社として  
合祀してあるが、其の舊社地を保存し、逢拜所として例年旧時の如く祭事を行  
ふ）の例祭、三部落年々交代して腰輪踊といふ（小）を行ふ恒例としてゐる。

腰輪踊は一に念佛踊ともいふ。鶏の型をつけた冠を戴いた二人（どつとり）  
が太鼓を胸に結びつけ、竹の（）形なるに長さ紙片十数條をつけたるを腰に挿  
み、太鼓を打ち鳴らしつゝ、鶏の相聞ふさまを意味して踊る。別に「國崩使ひ」  
と稱する一人があつて太鼓の拍子に合せて「どつとり」に接近して踊る。又  
別に「柳振り」と稱する一人は笹附きの青竹に多くの短冊をつけたるを、同  
じく太鼓の拍子に合せて上下に振り、時々聞の声をあげて横に振る。この四  
人を中心にして太鼓の音に和せて鉦を打鳴らし周囲を廻る者が十二人居る。太鼓

の拍ち方に従つて踊方が種々に変化して来る。最初より、終りまでを「一ト  
庭」といふ。一庭毎に青笹附の一枝を折つて神前に捧げらる。三庭踊つて了る  
往時は赤崎社の祭壇にも踊つたものであるといふ。踊の由來は未だ詳かざる  
い。此の踊りは、皇太子殿下（今上陛下）山口縣へ行啓あらせられた時、若  
國の南條踊と共に山口縣廳の前庭に於いて台覽に供し奉つたことがある。尚  
來これと聞舞踊とも稱してゐる。

此の月（陰曆十七日）阿知須明神社の例祭、管絃船の神事がある。

此の日、干潮の時、神輿を遠石島に遷す。神職社總代等奉侍して島に留まる。  
庭に入り潮が上つて来ると、氏子青壯年等は船を櫂して神輿を迎へに往く。  
月高く潮満つるに及び神輿を船に奉遷し、月下の海を還り、船には多くの提  
灯を點じ、笛、太鼓、三味線の雌方派はしく、櫓拍子合せて漕ぎ還る。海邊  
には老若男女群集して還り来る管絃船を待つ、船が陸に着き、神輿を社殿に  
納めて神事了る。

六月の田植、何處の部落もたのみある賑はしきである。只、昔しの如く田植  
歌を聞かぬは物足らぬ心地がする。

土用入の三日には北方八幡宮の白幣を奉じて田頭神事が行はれる。神職、町長、氏子總代其他有志が隨行する。行列に用ゐる神具は昔時の如く猿田彦、瀬子頭はなく、其の他、鎗、長刀、弓、鐵砲の數も少くなつた。神具は各部落の人々が遺傳する。

七月七日、七夕。此日、祖先の墓を掃除する。

八月の盂蘭盆、魂祭、墓参。此の頃盆踊があり、夜に入ると遠近の部落に琴々と太鼓の音がする。

九月七日。赤崎神社例祭。

九月十四日。御社北方八幡宮例祭の前夜である。夜に入つて参詣する者が多い。十五日は例祭の當日、参詣する者が多數である。早々に、阿知須町佐山村の各部落が交代して神役を勤め、大行司、小行司、引馬を出す。三神役が下の大鳥居前に待ち合はせ社前に進む。これを宮入りといふ。(維新前は宮入の際は相國に南方丸山の上で鉄砲敷を放つたが、今は其の事はやんだ。)大小行司といふは狩衣烏帽子姿の二人の小児を和鞍に乗せ、職扶箱、鎗、薙刀、弓、今の行列美しく社参する。(天保前後には小児の衣裳は社杯であり、明治の頃は割

羽織に袴、陣笠の紐太きを冠らせ着飾らせたのであつた。)後、制を定めて狩衣とした。三體の神輿は阿知須浦の人の受持になつてゐるが、これも白丁姿の定めとなつてゐる。大小行司は神職によると、神酒を頂戴する。(風土注進宋には、神器取捌へ、宮入、七十五膳を相備へ神樂有之とある) 祭式が終ると御旅所へ神事があつた。神職、町村長社總代が隨行する。引馬、大小行司の行列がそれに従ふ。三體の神輿が出る。御旅所の式が済むと再び神幣が神殿へ還らせらる。大小行司、引馬、神輿が引續いて還る。三頭の馬を牽いて宮殿の周りを三回廻る。これを「宮廻り」といふ。次に三頭の馬が一頭宛交互に三回宛競馬場を駆け、次に流鏝馬が行はれる。流鏝馬は本格的の騎射でなく、籠目の笠に白幣を房々と附けたのを冠り、弓(弦無し)を持ち馳せながら箭(無鏃)を放つのである。三頭の馬一回宛これを行ふと其の日の行事が終了するのである。

因にいふ。北方八幡宮に関する寛保元年の古文書中に

- 一、大行司騎馬兼り  
担供廻り備道具、弓、鉄砲、鐘、神箱、とり毛、たくだ、のほり

臺笠 立笠 一備之事

一 小行司騎馬朱り

但右同断

一 引馬

一 隨兵 と号し、よみひ騎馬あり候事

一 桂馬 三足

一 ぬふさめ馬 一足

と記してある。今より二百年前は此の例祭には八頭の馬が出たのである。又  
矢保注進案には

祭日八月十五日、十六日

但十五日の夜には氏子中参詣格別の神事無御座云々

とある。往時は十六日に祭事が行はれたのであることが知られる。

翌十六日は農具市と稱して遠近から前日の如く多数に参詣する。

九月廿三日 秋季皇靈祭

十月十七日 神嘗祭 此の月に各部落に秋祭が行はれる。往時は秋祭とも九月

祭ともいった。

十一月三日 明治節

十一月廿三日 新嘗祭

十二月二十四日 阿知須年の市

十二月二十五日 大正天皇祭

この頃、餅搗が各部落、各戸に思ひ／＼に行はれる。掛乞は此の頃より大抵  
十日迄の間に行はれておたが現今は歳暮には行はず、隣接せる町村と歩調を合  
せて翌年の一月の下旬とし、従来の盆月の掛乞は八月の下旬に行ふことになつ  
た。

一四 文明の利器の輸入

文化の進むと共に我が町に文明の利器の数々が入つて来、普及することの速  
かつたのには驚く。今其のニミの例を記さう。

時計は現今では各家庭に殆ど備へぬはなき迄に普及し、腕時計も多くの人々  
に用ゐられてゐるが、其の以前は正午を知る爲に磁石の上に絲を斜に張り、太

陽の光線によつて錶の投影と磁石の針と一致するのを見て測る位であつた。時計が我が町に入つて来たのは明治十五六年の頃であつた。それも少数の家に入せられて多くはなかつた。尤も廻船業者の家には阪神地方へ往復する関係上それより二三年は早かつたかも知れない。船内には八角時計を用いた。故に八角時計を船時計とも稱してゐた。小學校でも最初はその八角時計を用いた位であつた。

電信は當初人々に「不思議の物」との感を興へた。最初は國道筋に沿つて樹てられた電柱に二本の銅線が架けてあつた位であつたが、態々それを見に行つたといふ談話もある位であつた。

電信機の原理は小學校でも教授してゐたが、教授用の器具は極めて簡單なものであつた。明治二十年の頃、青木三左衛門（出身地名未詳）といふ小売人が種々賣物に近い模型を携へて阿知須小學校（鴨生原時代）へ来て説明したことがあつた。それと殆ど年を同じうして蓄音器の模型を以て来て、實驗の上説明した者へ姓名を遺す）があつた。當時は音声を円筒型の膠質性の寫聲装置に寫し、これを聴くには教條の護謄管を教人の耳に挿入せしめ把手を廻して聲音を聴か

せたのであつた。然し其の音聲は低く微か不明瞭なものであつた。神社の祭禮日には此の種の蓄音器を境内に運び来て、幾本の護謄管を聴客の耳に挿して發音を聴かせ、聴取料を儲ける野郎もあつた。然るに現時は立派な寫聲円板で肉声其のまゝの蓄音器が各都府に於るやうになつた。

ラヂオは大正十四年八月、山口八不吳服店購入したのを、店員が我が町に持つて来て廣告旁實驗したのが初であつたが、其の際は装置が不完全であつたかも知れらうか。結果は十分でなかつた。然るに十年後の今日では我町の各都府でラヂオを播きつけた家がかなり多くなつた。

次に無物に就いて記さう。人力車が我が町に入つたのは明治二十年頃である。當時の人力車の構造は鐵が鐵輪であり、轆は朱塗、車體の背面には川中島合戦宇治川先陣等の武者繪が描かれてあつた。後程なく全体が黒塗となり、鐵輪車の軋金に漆塗又は輪狀の鐵が置かれ、走るにつれて轟々と鳴り響かした。

其の後、母も改良せられ、護謄管が施された多くの人力車を町内に見るやうになつたが、現今では自動車、自転車、汽車、電車、電車が整備し、人力車は殆どを見ないやうになつた。



自、轉車は人力車に後れて明治二十四五年に我が町へ入つて来た、其の初めは前輪大く後輪は小なるもの、物好みの青年が娯樂的に乗ることを練習する位の物であつたか、其の後、實用的に改良せられたものが入つて来、今日では商用其の他遠近の往來に最も利便の物として盛に使用せられてゐる。

尋いで、兼用自動車、貨物自動車が入つて来、運搬上、交通上の便を得るやうになつた。

左記は昭和十五年度我が町にあつた自轉車、兼用自動車、貨物自動車の数である。

自轉車 九三一

兼用自動車 二

貨物自動車 二

二

### 一五 神社

#### 一 郷社北方八幡宮

郷社北方八幡宮は、天平勝寶三年厚東武忠四世の孫白松大夫武綱が豊前國宇佐八幡宮の神靈を分祀せしものである、其の當時は白松莊東岐波字古尾に奉祀し、佐山、井関、東西岐波四村の氏神であつたが、天福元年（大内弘貞の時代）南

北の両社とし、北社即ち當社は佐山村字長山に殿殿を建て此に鎮座された。二十年の後、建長と年大内氏十六世矢田太郎弘家の時今の地に移し祀つたのである。其の後應永十五年火災に罹つたので、同十七年正月十二日神殿其の他を再建したが楼門のみは建立の運びに至らなかつた。永祿十二年に至り、毛利家の臣桂元重、市川経好の二人が君命を以て再建の計劃を立てたが、後兵乱の爲に中止し、後、元龜二年漸くにして造營を見ゆに至つた。其の後、慶長年間漸々に頽破せむを以て屢次修理工事を加へた。現在の神殿は延寶八年、楼門は安政六年の造營物で、神庫は明治四年の建設である。明治六年九月郷社に列せられた。本社の境内は、往時面方が小高く東向に傾斜し、生々歳々土砂が流失してゐた。明治二十一年井関佐山両村の氏子間に土工の議起り、遂に境内の地を四階段に分ち、鏡らすに石垣を以てし、又、社殿の後方を開拓して南北に立馬場を設け境内の面目を一新し、九月廡を新設し、其の十月三日に境内の諸工事の竣功式を挙げた。

明治三十九年十二月一日發布の縣訓令に基き、同四十一年二月十五日岩倉鎮座の赤崎神社を遷座して本社境内の末社とし、今年八月更に井関佐山両村内の

九社をこゝに合祀した。赤崎神社は、社傳に寛文三年秋穂村大海浦赤崎社を分靈して岩倉赤崎に創建し、牛馬息災の祈願所として八幡宮氏子全体の崇敬する社であつた。

明治四十一年、神饌幣帛料供進神社に指定せられた。同四十二年五月、境内赤崎赤崎神社を再建した。同四十四年十二月、従来の出勤所（俗に役人固屋）を改築して社務所とし、大正十一年四月、釣屋、中殿、拜殿の改築工事に着手し、十二年一月竣工した。

馬場は南北に一線であつたが、明治四十生境内外に環状の競馬場を設け、更に大正十一年一月之水を遷葬して現今の如うにした。本社に祭神は、應神天皇、仲哀天皇、袖功皇后の三柱であり、配祀は、田心姫命、満津姫命、市岐島姫命の三柱である。

赤崎神社（無務社）の祭神は、本社に配祀三神と同じく、田心姫命、満津姫命、市岐島姫命の三柱、尚、合祀九社の祭神は、伊弉諾命、事解男命、早玉男命、保食神、大年神、國象女命、高竈神、天水命、國水命、天照皇太神、素盞鳴命（合祀神社の祭神の同一なる神名は一柱として再記せず）

（附記）天保注進案所載は其の年代の宮殿并に祭事を推知するに足ると思ふので左に抄出しておく。

北方八幡宮 須田村にあり

御殿三間四方 出組造、曾木葺之事

幣殿貳間半四方 臂木造、曾木葺之事

拜殿桁行貳間半、梁行貳間、臂木造、曾木葺ノ事

舞殿桁行四間、梁行貳間半、臂木造、茅葺之事、（編者云）旧時例祭日に神職舞樂を奏せしところ

貳重棧門貳間四方、高棟椽付三ツ所造、曾木葺、左右廳屋二間四方

臂木造、瓦葺、向、梁行壹間半、桁行貳間、曾木葺之事

神樂殿梁行三間、桁行四間瓦葺にて御座候處、天明年中大破、其

後再造不相成疊止み相成居候事

寶藏貳間半、桁行三間、瓦葺之事

鐘樓九尺四方、茅葺之事

御除高八石

祭日 八月十五日、十六日

但、十五日の夜には氏子中参詣格別の神事も無御座、十六日には如古例、大行司小行司と唱へ、神殿に當り候、村方の頭立候者の子供兩人上下着用、飾馬に乘、并社僧社人、地下役人、神役の者御供にて諸神器取捌へ宮入、七十五膳を相備へ神樂舞有之、三馬一同、馳駈の儀、馬場鳥井の外迄、其砌神輿三體諸人群参の中へ押巡らし、男女奔走雜沓最後流鏑馬御座候事

赤崎社

御殿行三間、梁行貳間、臂木造向拜附茅葺之事

祭日 正月八日 三月十一日 八月朔日 八月八日

但正月八日百手祭、三月十一日、八月朔日には牛馬御祈禱執行、御番所様御社参、社人并地下役人中参會、御引受仕神酒頂戴、八月八日には腰輪踊社候、尤三月十一日、八月朔日、両度牛馬御祈禱料として修甫御米之内貳俵宛年々被立下候事

二、阿知須浦明神社

本社に関する記録なく、唯古卷の傳ふる所に依れば、今を去る百十年位の昔、鴨生原に船頭徳太郎といふ者があつて、九州某地より勧請し歸り來つたといふ。社前の鳥居（今は改建）の刻文に、「煙子大権、嚴島明神」と並記し、「正徳五年」とあつた。祭神と創建時代とはこれによつて推知せらる。

三、日吉神社

創建年代未詳、旧號は山王社。明治四十年十二月二十日維持方法の認可を得、翌四十五年九月、阿知須大元神社の社殿を譲受けで改築し、同年社務所を新築した。

一六、宗 教

往昔の事は杳として知る由もないが、足利時代應仁の頃までは臨濟宗の檀徒が多かつたやうである。文明年中、報恩庵の僧慶雲が浄土真宗に改宗し、尋いで願松寺興り、本龍寺東岐波村磯地より鴨生原に移轉せらるに及んだ頃は浄土真宗が盛になつた。此の間浄土宗も亦信徒があつたことは増光寺の建立があつたことによつて知られる。

真言宗は文祿頃から嘉川長福寺が北方八幡宮の社役に當り、寛文八年菩提寺を中興建立し、八幡宮の社坊として官司職を勤めたので一火勢力を有つてゐた。元禄、寛永、正徳、享保頃は神佛崇敬の念郷民の間に厚く、降つて文化、文政、天保の頃は神社寺院への寄進寄附等が多かつた。そして此の頃の宗教上の異彩とでもいふべきは日本回國の六十六部の多かつたことと、石地藏石観音の多く出たことである。井関の後方犬ノ森附近の田畔に「信州筑摩郡松本領新村六十六部日本回國昌全享保十七己」と刻した墓石があり、野口新平坂西口に「明和八云々、豊後関宗口松月法師云々」とある六十六部供養塔があり、阿知須本龍寺境内に寶曆三年の奉納六十六部の供養塔があるを見ると、遠隔の地からそれ等が廻國して来たことが知られる。又、字岡の路傍に四五體残存してゐる石の観音へ船形後光は其のこゝろ三十三體あつたものと覺しく其の當時の人の信仰を物語るものと見ることが出来る。今一つ、記して置くことは字岡山原は修驗者(山伏)の居つたことである。寛保元年の記録によつて、「其の頃岡山に大福院と稱する二間四面の觀音堂があつた。元禄以前に阿知須寺河内に在つた石佛を岡山へ移して堂を建てたが破損したので、享保八年に、三左衛門といふ百姓が一建立した堂である。」としてある。古老の話に、往時は寒中桶に水を盛つて軒下に出し

ておくと、白衣の修驗者が讀經しつゝ、未、雨からその水を浴びて寒行して村を巡つてゐたといふ。向井関の金剛院等も多分其の頃の修驗者であつたと思はれる。

幕末に至り國の内外騷擾の際も本町の寺院は民衆の信仰と共に無事に経過し、明治維新後、廢佛棄經の災禍にも見舞はれず、安穩に今日に及んだ。

明治三十年頃より出雲教會一時盛況を呈したが漸くにして媿み、大正より天理教、金光教、稲荷教會等の布教をなす者があるやうになつた。

(四) 寺院

一、明榮寺

明榮寺は引野に在り、浄土真宗、山號は仙遊山、文明の初、臨濟宗報恩庵の住僧慶雲(赤松次郎入道円心)の末流といふ。修學の爲め阪東に滞在し、京都本願寺八世の法主蓮如上人に謁し、歸依して師弟の縁約を結び、六字の名號と正信偈一部とを授かり、歸國して浄土真宗に改宗した。其の後永禄十二年九月、豊後國にあつた大内氏の末葉次郎左衛門輝弘兵船を率ゐ来て秋穂・白松の西浦に上陸し、毛利氏に馴いふところあらんとした。當時、濱表の面に在つた報

三  
恩庵は其の兵禍にかゝり、堂宇は悉く焼失した。正善法師へ慶雲より三世後の法嗣は灰燼の跡に草庵を結び法義を弘めてゐたが四世善尊に至り、寛永十九年の頃、引野の地に移し、同十一年明榮寺と改稱した。後、寛延二年九月類焼にあひ、寶曆十年これを再建した。堂宇漸く老朽したので昭和十年、更に本堂を新築し面目を一新した。

明榮寺の東南の丘に起徳院の墓がある。起徳院は阿武郡萩清光寺の准円の母、古満姫の息男の法号である。古満姫は先利輝元の養女、實は穴戸左衛門尉元秀の女、初め金吾中納言小早川春秋の室であつたが、春秋の殺後、興正寺門跡十九世准尊（昭玄）の室となつた。先利家は化粧料として本村内に於て高千石を古満姫に附與された。准尊の死後、下向して當寺の境内へ別院を建て、一時寓居した。此の時起徳院は母の寓居に來たが正保三年十二月二十日に逝去した。よつて其の遺骸を東南方の丘に埋葬し記念として一松樹を墓側に栽ゑた。俗にこれを御姫様松と稱してゐる。古満姫は、再び京都に上り、慶安四年九月二十九日歿した。法名は長壽院殿釋尼妙尊大姉、墓は京都の大谷にある。

二、本龍寺

本龍寺は鴨生原に在り、浄土真宗、山號を清涼山といふ。寺傳によれば初め藝州戸坂の城主部坂左近道正尼子氏の乱に落城し、天正十一年、吉敷郡東岐波村字磯地に來つて草庵を結んで住し剃髮して善照と稱す。これが本寺の開基である。其の後、善教、善祐、正現、現誓、正雲を経、七世正應に至り、享保六年十一月二十三日阿知頼の人、寺西考兵衛一建立によつて現地に移轉し、寶永五年四月二十三日に至り清涼山本龍寺と公稱することになつた。然るに十二代義諸に及び嘉永四年八月四日東條満藏宅より出火し延焼して遂に本堂鐘樓本門庫裏等全焼し寺の寶物とせしものは多く焼失した。後、安政四年八月晦日本堂を再建し、三明の代鐘樓を、巢雲の代、明治廿四年本門を再建した。尋いて明治四十三年五月五日、更に本堂を改修して現今に及んだ。

(備考)

一、寺西考兵衛一建立の碑

享保七年  
一建立 寺西考兵衛

寛政四年八月十九日

享保七年  
寛政九年  
之口位  
二、寺西考兵衛  
此塚留置  
文政四年

二、凡世惠隆住職届（當時の伺書類の様式を知りため）

御伺申上候支

吉敷郡阿知須浦真宗本龍寺住職被差免今日入院仕候ニ付御届申出候間宣被成沙汰可被下候以上

安永六年六月二十八日

小郡阿知須真宗

本龍寺 惠隆

在屋敷 村 伊兵衛殿

右前書之通被由出候間宜様被成御沙汰可被下候以上

同日

毛筑後給領在屋敷

村 伊兵衛

小郡合御在屋敷 川五郎兵衛殿

三、菩提寺

菩提寺は、字北方にあり、真言宗山號は鐵塔山、本尊は正觀世音。

本寺は從前の所藏記録、古文書數代前に散逸し由來を考ふるに由なきも住職

の言、及び同寺現存の過去帳中最も古きもの、裏書によつて略々推考することが出来り。

文録年中より數十ヶ年来、當社（北方八幡宮を指す）役等嘉川長福寺より相勤、當社氏子中競望願に依り長福寺十二坊の内の寺號を以て菩提寺と申す、現住觀全長福寺剃髮度僧也。氏子中興力を以て當寺建立願満す、依り井關庄内祈願所と定條口氏子より營、元禄年中炎燒堂宇長く絶え寺社役共正福寺より勤未、寛文八年、中興宥海（長福寺三世檀越）代に古寺屋鋪より此屋鋪を引地し、堂宇建立了願満て正福寺へ移轉す。（過去帳裏書原文の儘）

現在の本堂は八世の住職密源の時建てたものである。（年月は未詳であるが密源が大在屋宛に差出した退隱願に享和三年八月とあるから恐らくは其の以前であらう）客殿は明治十六年に再建せしものである。

四、増光寺

且村にある。淨土宗本尊は地藏菩薩、脇侍佛は阿彌陀、藥師如來、山号は潮詠山、寺傳に開基は智円和尚、元久二年八月、上田孫右衛門の出願によつての

の建立、本寺は嘉川村の萬福寺。初めは光照坊といつたが寛永二年今の寺號に改めたとある。

五、其の池

(1) 願久寺

願久寺は浄土真宗であつて、引野に在つた。寛文十一年、佐藤權之丞といふが佛門に歸依し法名を了丹と改め、創建した。元禄七年六月折紙寺号の許可を得、享保四年九月願船寺の号を許可せられた。後、明治三年明榮寺と合併し、各寺号を稱してゐたが、再び分離し、更に同防玖珂郡黒澤村の善久寺と合併して寺号を願久寺と改めた。昭和三年十二月二十一日、下関市閑後地へ移轉した。而して移轉前の門徒六十一戸は明榮寺の門徒となつた。

(2) 井閑説教所

厚狭郡厚南村蓮光寺の門徒が井閑、野口、杖川等にあらるのでこゝに設け、一人の僧を置いて法勤に當らしめてゐる。

(3) 岩倉觀音堂

元、岩倉の觀音坂の上に在つた。寛文九年堂宇を再建し、牧城山正光寺と稱

した。岩倉部落内に移した。昭和二年十月縣道改修に際し今の地に移轉した。然し今は無柱である。別に記録は無いが寛文九年改築の時の梁記が今に存してゐる。

同防州吉敷賀保庄白松岩倉村之觀世音者、往古曼前國牧之御鎮座也。或所漂寄于此所。村老喜之。以雖一堂建立無靈地。爰有一聖跡。輪鐵引成帶。日月自地出。雲煙盡眼前。誠勝禪相應之靈地、佛氏弘通之靈地也。依之。以立一字而以降驗應最新。星霜浸堂宇破壞。今亦當郡住田邊六郎右衛門尉患之。再興了。信心奇特共此梁。貽未代者也。今後當村人民息災延命。僧長福智。五穀成口。并牛馬六畜除災祈所。別當同郡住僧菩提寺宿海。大工藤河内井藤八郎兵衛。岡屋太郎兵衛。干時寛文九乙酉孟秋數日。敬白。

(2) 教會

一、靈泉院

阿知須上ノ岐にある。醍醐派。昭和七年五月、宮野純照設立す。

二、金光教會

阿知須小古郷に教會所がある。昭和七年九月、飯塚の人芳野茂一が来て布説を創めた。

三 立岩福音教會

昭和十五年三月設立許可。

四 天理教會

大正二年四月十二日許可。

### 一七 學者

佐々木 向陽

佐々木向陽は元、長崎の人、本姓は直木氏、諱は珣、字は瓊浦、名は景衛、通稱を並枝といつた。向陽は其の號である。

享和元年、直木家の二男に生れ、幼より穎悟、神童と稱せらる、十歳の頃までには四書五經の素讀は勿論、其の意義の大要を知り、和漢の史書を讀む位であつた。頼山陽が筑紫に遊び、熊本に入つて清正公の碑文を草した時は向陽

が年十三の時であつた。其の際、遠近の學儒は山陽に接する爲、山陽の滞在してゐる旅館に集まつた。年少の向陽も丁度其の時父と共に熊本に来てゐたので其の席に侍し、山陽のために揮毫用の墨を磨つてゐた。學儒等は山陽の筆毫した詩文中に引用した字句の出典に不詳なのがあつて其れに就いて種々に談じてゐた。すると向陽は手を休めて其の出典を指摘した。學儒等は少年向陽の學識に驚嘆した。山陽も顧みて後世畏む可しといつたといふ。

向陽の生家は世々通事の家柄であつたので父兄により、自ら朝鮮、支那、和蘭等數箇國の語にも通じてゐたのである。

向陽が江戸に遊び、時の諸大家を歴訪したのは年僅に二十の時であつた。此の時曲亭馬琴にもあつて裨史小説に關する意見を交換した、而して馬琴の學識や識見の高かつたことを後に至つて人に語つたものである。歸途大阪より海路をとつたが、風雨の爲策船難破して丸尾港に上陸した。江口牛嶋(通稱茂兵衛)は向陽の才學非凡なるを識り、此の地に永住せんことを強要し、其の妹岸女を向陽に娶した。

こゝに於いて向陽は知己に感激し遂に此の地に留り住し附近の子弟に文學を



を授け、傍ら醫を業とした。名聲遠近に傳はり、福原氏の領地宇都の青少年は其の學識才徳を慕ひ、其の教授を懇請し、晚成學舎と稱するを興した。福原氏これ聞き召して領内の師範校たらしめんと思ふた。然るに當時は領内の人でなければ擧用が出来ぬ例であつた。偶々領内に佐々木といふ姓はあつて、人の無い資格があつた。よつて名儀上其の家を継がしめ佐々木の姓をつゞした。よつて向陽は阿知須と宇都との両地を往復して教授することとなつた。間もなく福原氏は向陽に俸を給して優遇し、郷學著莪堂（後、維新館）の祭酒として宇都の子弟の教育を任ずることとした。門下には英才が輩出した。彼の青木周藏の如きも其の薰陶を受けた一人である。

向陽の博覽強記は實に驚くべきものであつた。其の一證として次の如きことがある。阿知須中尾氏に馬琴の里見八犬傳があつて、其の或る一冊に一枚の落丁があつた。當時、里見八犬傳を藏する家は極めて稀なもので、其の落丁を如何することも出来なかつた。一日、之れを携へて向陽を訪ひ、其の箇所を補ふ方法を求めた。向陽は落丁前後の文を考へ、筆を執つて白紙に書き其の缺簡を補ふた。後、中尾は他家に藏せる八犬傳あるを聞き、ついで比較對照して見ると

僅にニ三字異つてゐたのみであつたといふ。（編者曾てこの事を中川比齋先生より聞き又其摘海平氏よりも聞く。今次此の編をなすにあたり、中尾家を訪ふて其の八犬傳を見たりに挿入の紙片なし或は其の紙片後日失はれしものか。尚精査の必要ありともしばらく其の聞きたるまゝをここに記す）向陽の博覽強記は實に福保己一以表の第一人であらうと或る人の評したのも首肯すべきことである。

向陽の讀書方は一目十行といふべき程速いものであつた。一卷の書を三度繰り返して閱讀すれば其の幾枚目の何行目に何々の文字がある、句があるといふ迄記憶が出来たのであるから恐るべき記憶力であつた。然るに晩年に「齡はとりたくないものだ、青少年の頃は一回の讀者で記憶が出来たが、今頃は三回でなければ記憶が出来ぬ」と時々門人に語つたといふ。驚嘆に値する記憶力といはゆばならぬ。實に向陽は詩、書、和歌、俳句、管絃、ゆくとして可ならざるなく通達して趣味の多い人であつた。著書には有名な評註徵求がある。日本歴史十二冊を脱稿してゐたが類山陽の日本外史が出たといふので内容も殆同一なればと遂に梓に上せなかつた。又、類編集もある。其の他多くは世に公にせず

して散逸したものが多いといふ。文久三年十一月、享年六十三で歿した。墓は宇都市山角に在る。尊皇愛國の精神の旺盛であつたことは其の詩の中にも見え  
てゐる。

二十一回猛虎血。北爲三月江城雪。齊霜燕鷗豈容疑。節彼金龜身首裂。

### 佐々木 松 暎

佐々木松暎は須佐の人。通稱は貞介。初め萩野士行と稱し、吉田松陰門下の士である。松陰は士行の人と爲りを愛し、其の年書の宗元明鑑奉使抄一卷と士規と則とを授けて奨励し、石見一山陰の國々に遣はして國事に盡さしめたことがあつた。

初め佐々木何陽男なし、よつて貞介を養子とし、其の女八重に娶はし、家を嗣がしめた。維新後、山口縣廳に出仕したが、丹波豊岡縣廳に轉じた。豊岡が京都府に併さるゝに及び、官を辞し、青年教育に従事し、後本願寺大學の教頭となつた。別に私塾を開いて居た。學生は常に多数であつた。大岡育道も亦其の門下に學んだといふ。

明治十九年十月中風を病んで歿した。墓は京都の大谷に在る。

松暎著書、再び起つべからざるを知るや、家族及び門下生等を集めて語つた。文久以来、故舊、學友等は相尋いで國難に殉じた。然るに予は独り生命を聖代に全うすることが出来たのは國恩を實に有り難きことである。分外の事を希求する事などは嘗つて思つたことがない。世に媚び、人に諂ひ、富貴顯要の地位に立つやうな事をしては何の面目があつて地下に先師先父七友に見えぬ事が出来ようか、自分は左様な事は恥かしくて爲る事は出来なかつた。此の語を以てしても其の人格の清廉潔白であつた事が知られる。著書に氣海觀瀾、現代傳物新論、泰西史鑑等があり、其の詩文は收めて松暎遺稿に載せられてある。尚、左の一文は京都にある牌文の寫であつて松暎の性行を知るに足るものと思ふ。

### 題、松陰先生年寓奉使錄編本。

安政戊午歲、萩野時行遊千雲石二州。而此編則先師以購行也。時先師方策國  
家之大計、務排時俗之論、頗爲世所指目。士大夫乃懼、禍累相及、稍々禁子弟與  
遊。有、時行與高松小寺中谷國直等諸士、同爲書生於明倫館。道往、執贄、且夕往

未、崇、聞、其、謀、蓋、其、志、當、壯、矣、及、先、師、既、沒、其、徒、將、離、索、居、時、行、漸、不、得、志、憤、慨、鬱、積、則、時、發、於、文、酒、之、間、而、世、俗、益、不、悅、時、行、又、運、轉、輒、改、世、而、不、能、著、於、時、也、予、觀、此、稿、感、先、師、之、後、士、而、悲、大、丈、丈、之、不、過、者、久、之、時、行、後、遂、於、佐、々、木、氏、改、名、毅、稱、貞、介、號、移、堂、松、暲、明、治、十、九、年、遷、于、京、都、  
松、暲、に、は、生、子、が、無、か、つ、た、よ、つ、て、牛、鳴、の、末、子、爲、之、助、を、養、ひ、て、家、を、續、け、し、め、た、

### 中川比齋

中川比齋は幼名八十松、長じて令辰と改む、弘化元三年五月五日阿知須繩田に生れた。初め赤穴氏を冒したが、後志た本姓に歸つた。比齋は其の號である。黃鸝子、有斐齋、蘆汀漁隱、閑々翁等の別號もあつた。  
幼にして穎悟、流々木何陽に従つて四書五經の素讀を受けた。強詔拔群、向陽も之れを異とする程であつた。比齋の家は世々海運を業としたので比齋も之れに従事したが暇あれば讀書した。年十七八の頃能く經史百家の書に通じた。年二十に及び志を立て、山口明倫館に遊學し、居ること一年餘、業火に進み藩史編集の事に當つた。又、鶴鳴堂を私設して子弟を教授した。此の時諸藩浪士

の山口へ来た者も亦多く贊を執つて聽講したといふ。明治五年郷里に歸つたが来つて學ぶ者が毎に絶えなかつた。同七年に花園小學が創設せられ、同九年に阿知須小學が設けられたが、比齋は兩校に於いて首席教師（校長）となつた。別に校外の聽講者數十人もあつたが、日趨淳々として教授して倦まなかつた。明治十三年、東京に出で爲す所あらんとしたが、其の父の病めるによつて居ること半年で歸り、父歿して家を継いだ。同十六年聘せられて大阪日報の爲に筆を執つたが、意見が合はぬので月餘にして罷めた。歸郷して雜誌、周南を發刊し、大に氣を吐かんとしたが、幾ばくもなくして忌諱に觸れて廢刊した。大正十二年五月七日病んで歿した。享年八十であつた。比齋の學問談俚、經世を主とし、文字章句の間に拘泥するを屑しとせなかつた。然し平生の感ずる所はこれと評文に發して居たが多く其の稿を留めなかつた。歿後と生、嫡嗣跡平、比齋詩抄を編みこれを知に領つたものが存するのみである。（此稿評抄、比齋先生）

### 吉岡郷甫

吉岡郷甫は武一の長男向陽と號す。明治九年一月字岡に生る。幼より穎悟學を好む。山口高等中學校より東京帝國大學に入り、國文科を修む。卒業の後、第

ニ高等學校の講師となり、間もなく東京音楽學校講師となり、毒いで文部省に入り視學官となる。更に拔擢せられて第五高等學校長に任ぜられたが、浦和高等學校新設せらるゝ、其の學校長に轉じ、終に東京女子高等師範學校長に榮輝し、從三位勲二等に昇叙された。昭和十二年十月逝く。享年六十二。著書には菊の下水(坂本の活劇)、日本口語法等がある。作歌に長ず。「湖上の花」は其の代表作であらう。

## 一八、舊跡・傳説

### 貝殼山

本町の西方、黒谷溜池の北高丘に在る。石器時代の民族の棲息せし跡で、草樹の間に枯貝が推積し、今も猶土器の細片が附近に散在して居り、山の斜面には雨露を凌いでゐた半穴居式棲居の跡かと想像せられ、窪地が微かに見える。

### 塚穴

岩倉丸塚山の東麓に數箇残つてゐる。土を円錐形に盛り、二間許、入口は

東に向つて開いて居る。櫛は稍正しき扁平の天然石を用ゐ、内部は多少廣狹の差はあるが廣さ約二疊敷、高さ六尺餘の室をなしてゐる。是等の室は大概一室であるが、中には二室連合の制のもあつたが、數十年地所所有主が農耕のため其の前室を破つて今は奥の一室が存してゐる。櫛中に石棺のないのは蓋土棺を用ゐたものであらう。十數年前までは素焼の土器が散在してゐた。二十年前の墳墓である。風土記には

入ニ丈五尺餘、横七尺、高八尺餘

二々間のやうに上下に鴨居敷居石有之、鴨居石四尺角、奥の間天井石七尺に八尺之一枚石、此の穴の上に石を疊み土を覆、同(變)横五間四方、此外にも小塚數多柳座候、上代より有米りの形勢異跡にて穴の左右、石の間には古鏡或は金環銀環なるもの有之由申傳へ候、近來畠の側にありて作方の支りに相成候に付崩し候へば、右やうの品は無之候へ共、陶器の提花子蛭蛤酒陶(酒のつた)たぐひの數種を、出甲候、又、玉勝間の説を引き、上代の芋呂なるべしと那禮評に曰へり、疑はし、地方の人、酒屋等いひ、寒暑を避けしものなるべしと口碑にいへり、尚考ふべし。

とある。これによつても古代の墳墓であることが知られる。尚、古鏡、金環、銀環のあったことから推すと當年相當の地位にあつた人の墳墓であつたと考へられる。

### 乱石

小古郷附近の海浜に在つた。現時は埋没し又埋立したので見えぬやうになつた。『らぐし』は乱杭を約めたのである。

當浦海上遠千瀉に有之候。大内時代要害の乱石居置、砂中に石を疊

み、一基くりに繋ぎ合し有之候由、違々埋り候にや、今は五十餘間の

間に拾五基相見え候事。(天保風土注進案)

### 首谷ヶ浴

丸塚山の麓にある。往時、大内輝弘が山口を攻めんと豊後より来航して此地に上陸し、光明寺(今の本龍寺の敷地附近といふ)の住僧及び村人五人に強いて嚮導せしめた。(口碑に、阿知須の草創の頃で、鴨生原に人家が五軒あつたのみといふ)豊後勢敗走、輝弘は佐波郡浮野で自刃した後、其の嚮導を強いられた人々は此の浴で斬られたので此の名があるといふ。斬られた人々の墓は鴨

生原(上の段)に在りといふ。

### 水虎石と馬石

阿知須慶徳橋の附近にある。

土人傳へいふ、昔、水虎出で太郎兵衛といふもの、尻に繋ぎたる馬を水に引入れんとするに、其の力馬に及ばずして引戻されしを(口碑に馬壘の下に隠れたといふ)太郎左衛門かけより生捕殺さんとせしかば、水虎向彼此邊三里が程は災をなすまじとて誓の石を立てたる由、太郎兵衛と申す百姓連綿相續仕居候。祖、西の石は佛に祭り、東の石は神に祭と申候候。(天保風土注進案)

(備考)水虎(河童)は想像的に作つた水陸両棲動物、身長幼児程で面虎の如く、口吻や、尖り、身に鱗あり、頭上の毛髪の中に凹みがあつて、それに水があれば陸上でも力が強く、よく他の生物を水中に引き入れて血を吸ふ。彼の夏日小児の川に遊泳するが溺死するものは多くは此の怪物の仕業であると古の人は信じてゐた。葛飾北齋の漫画にも描かれゐるから面白い。

かなり古くから廣く各地に誤り信ぜられてゐたのである。この  
の想像的無形のものをも有形的に取扱ひ、しかも注進衆として  
公的に書いた所は當時の人情の比較的に單純であり、邪氣が  
なかつた事が想はれる。

### 龍岩

丸塚山の頂にある。昔時は旱魃の時、水を運び此石の龍の口のやうなる所に  
注ぎ入れて雨をすれば験があつたと言ひ傳へてゐる。

### 牛の杜

北方八幡宮の東方にあり。昔、一頭の牡牛を飼ふてゐた武家があつた。附近  
に住んでゐた一農夫も亦一頭の牡牛を飼ふて農耕に使つてゐた。ある日、農夫  
は牛を使つて耕鋤してゐると、武家の牛が還し来て挑戦した。農夫は己を得ず  
鋤を解いて自分の牛を走せ去らしめんとした。が去らうともせず格闘した。武  
家の牡牛は重傷を負ひて歸つていつた。武家は此水を見て憐み、短刀を其の頭  
角に挿し報讐せよと命じた。重傷を負ひた牛は再び馳せて来て復た死闘し農家  
の牛を斃してそして同所に絶命した。武家と農夫とは両牛の死を憐み、相謀つ

て其處に埋めたものであるといふ。

### 御伊勢山

杖川の北に在る高丘をいふ。昔時此の山の附近が海であつた時、夜々山の八  
合目に一條の靈光が輝くので、或人極みて登つて見ると伊勢神宮の大蘇があつ  
た。よつて神闈によつて伺ふと、「此の山は三面海に臨み風光絶佳である、此  
所に祠を建て、祀るべし」とあつた。こゝに於て石祠を建て、奉祀した。こ  
れより御伊勢山の名起る。

### 滑岩と富豪林家

滑岩は赤道の東側にあり巨岩である。林家は井間にあつた富豪であつた。時  
人はいつた、滑岩は盡きてなくなる世はあつても、林の財寶は盡きる世はあ  
る。

林家のあつたことは事實である。字井間の後方に同家の墓がある。林亦左衛  
門夫婦の墓は元禄四年に建てたもので表面に一蓮托生の四字の間に夫婦の法名

が列べて刻んである。類例少き立派の墓碑である。其の後も築えてゐた。彼の  
小郡・船木両裁判入相原野公事に付立會協議の際、即享保十一年五月には、御  
藏入頭百姓として六左衛門といふ人が出た位である。當年猶屈指の富を有した  
家であつたことがわかる。然るに、屋移り時遷つてこゝに二百十餘年滑岩は依  
然としてあり、林家の後世子孫は今何處にあるを知らない。

附録

金石誌

○防陽吉敷郡白松北方八幡宮鑄鐘文

梁武帝邀寶公神力見地獄相問何以求之寶公曰眾生定業不可即滅唯聞鐘聲其苦暫息經曰一打鐘聲當願眾生脫三界苦得見菩提至若屬厄免刀輪杖率休鑊湯長眠開之而驚覺象夜因之而忽眠曉

銅石雜異器用相同供鐘一發利益無窮人間天上開曉昏蒙二聽五觀  
□□□□□

貞享二戊辰曆

九月吉祥日

宮司職菩提寺

阿闍梨宿嚴

護持檀主氏子中

杜家

濱藤右近廣重

藤井右京進忠直

郡司七右衛門

藤原信家

治工

小工

恩村勘兵衛村

鐘撞初

林嘉兵衛

右田八右門

磯村善助

片山長左衛門

渡邊九左衛門

○引野明榮寺梵鐘銘

周防吉敷郡白松引野村仙遊山明榮寺鐘銘并序

夫以防州吉敷郡白松引野明榮寺者龍谷山本願勅寺之本流而專修念佛淨舍也白蓮  
修緣珠林種德道場以建鈞鐘未成七世住持松龍思茲有年今也有資財施主名芥川氏  
為愛子教善追祈鑄奉鐘翼使千載長照人覺知那伽三會之曉一切往生輩同令坐安養  
下退堂仍銘曰

白松之地明榮風清專念忘已真宗是盛洪鐘新鑄法器具成舉體皆口  
通身悉聲上周梵界下徹獄域塵耳尤洗昏蒙忽覺一以空寂六解圓明  
流德遐成普安有情



享寶第五庚子孟春下一寅

願主 當寺七世現住 松龍  
施主 芥川五郎兵衛 忠重  
前光明寺律師 亥 海 謹 誌  
治工 同州 佐波郡 三田尻 住  
尾本清左衛門 信次

○本龍寺梵鐘

井關村野口十郎右衛門為菩提敬白

千時享保十載己二月廿九日

治工 三田尻住岡村藤右衛門藤原安信  
同 吉左衛門 作

○菩提寺鷓口

(小) 表

願主

菩提寺一代密源建立之

(大)

表

寬政八丙辰六月吉日 郡司木工允作  
菩提寺現住智海代  
願主 惣氏子中  
天保十四載癸卯十月吉日

裏

松 永 清 太 郎  
工 藤 祐 一 郎  
左屋 上 野 又 右 衛 門

○青畑大藏社葦表

享和二戌九月

○源田畑大藏社葦表

文政五年九月五日

○江畑溜池竣工記念(碑)

吉敷郡井關村内田地二百五十餘町步八古來万年池外敷ヶ所ノ小溜池ヲ以テ其ノ

灌漑用水源トス然ルニ流域ノ山相保水力ニ乏シク且土砂ノ沈積軍ヲ造フテ加ハ  
 リ貯水ノ効全カラズ旱害頻發スルニ至レリ茲ニ於テ關係者相謀リ大正十四年十  
 二月之ガ改良ノ急ヲ訴ヘ大字源田畑ニ溜池ヲ新設シ縣營トシテ施行ノ請願ヲ備  
 シ更ニ時ノ縣會ハ之ガ促進ノ議ヲ起ス依テ縣ハ本事業ノ重要性ニ鑑ミ昭和二年  
 十一月用排水改良事業補助要項ニ則リ實行計畫ヲ樹立ス翌三年二月國庫補助確  
 定スルニ至リタルヲ以テ九月起工ニケ年繼續施行シ六年三月其ノ功ヲ竣リ江畑  
 溜池ト稱ス溜池ハ最大水深四十八尺有効三十六尺貯水量七万五千立坪満水面積  
 十町歩餘ニシテ堰堤ハ中心高五十五尺敷幅四十五尺天端幅八尺内法一分外法七  
 分三厘長四十間ヲ有シ表面張石内都粗石混凝土トス明樋ハ直径六尺ノ拱形トシ  
 縱樋ハ内徑五尺ノ円筒ニ十三吋鐵管三個ヲ配置シ十五吋鐵管ニ連絡セシメ各々  
 制水弁ヲ設ケ把手ニ依リ開閉用水ノ調節ヲ爲ス此等事業費總額九万五千五百四  
 十八円餘ニシテ内四万四千六百二十一円ノ國庫補助ヲ受ケ其ノ殘額ハ地元關係  
 者ニ於テ負担セリ而シテ工事完成後日尚淺キモ其ノ成績良好ニシテ後世裨益ス  
 ル處勘カラサル可シ以上江畑溜池ノ緣起ヲ記シ之ヲ後昆ニ傳フ

昭和九年四月

山口縣耕地課長從五位勲五等 武富憲時撰并書

○源田畑石地蔵

三界萬靈 安政五

○須田可内出雲社葦表

明治四十三年三月吉日 山中 政 吉

○同 庚申 塚

明治二十二年 庚申

安政四 庚申 (見山)

○赤崎社 (北方八幡) 葦表

義母進赤崎大明神葦表氏子中 享保元丙申年

牛馬急須延命加茂祈所 敬白 八月朔日

○ 番船社石燈籠

北方八幡宮境内ニ在リ

文政三辰十月吉日

○ 征清從軍紀念碑

(同 東方ノ山ニ在リ)

裏面出征軍人氏名列記 (略)

○ 牧之江明神葦表

牧ノ江

文化五年四月

○ 北方八幡宮下大葦表

吉敷郡白松賀保庄北方守領八幡宮葦表銘 應神  
聖臨尚矣開郷人莫有不憑 (左柱)  
神之威福者慈造續石葦表 無災禍病難患也 願主氏  
以誠其意 五穀豐登永 子等敬白

元禄十六癸未八月十日

(右柱)

○ 北方八幡宮上右葦表

明治十六年癸未一月一日

(右柱)

昭和五年七月十八日  
大園 改頂同九月朔修繕

(左柱)

○ 北方八幡宮上左葦表

昭和十一年九月

献主

小 路 中 村 常 太 郎

○ 道路改修碑

(所在北方八幡宮)  
境内東端

從本社至  
阿知須浦 道路改修成就

(正面)

明治二十年七月一日

井 関 村 戸 長

発起人

世話人

中 原 常 藏	中 原 精 四 郎	中 原 民 之 助	中 原 村 吉	藤 重 虎 藏	吉 園 武 一 役 中
左 側			右 側		

○ 北方八幡宮御興臺石三基

明治三十二年

氏子中

己亥八月十五日

○北方八幡縁起碑

本一 天王勝鬘三年（紀元一四一一年）宇佐八幡宮ノ分靈ヲ東岐波古尾ニ奉祀ス  
一 天福元年（紀元一八九三年）南北ニ分社シ北社ヲ佐山村長山ニ奉祀ス  
一 建長七年（紀元一九一五年）此地ニ鎮座ス

右表面

皇紀二千五百九十六年

昭和十一年七月建之

右裏面

○寶篋塔

菩提寺境内

元文三年二月二十日建之

菩提寺

一代 法鈞

○石地藏

全上

文化十年八月二十四日

○當所八十八所紀念碑

全上

明治二十八年三月開起

大歳社莖表

所在地

文政十二丑九月吉日

○因佛庵址遺刻字

天明四辰□□

石籠扉

文化四卯三月 二十四番

石觀音

（此の石觀音圖、五本松附近に五六基残存す）

地主□□ 文政十一戌子三月

○石地藏

所在地且西ノ端

寛政八丙正月

三原萬雲

願主 藤井平右門  
地主 地下講中

○日吉社下葦表

奉寄進山王権現石葦表 正徳六年曆願主 氏子中  
五穀繁昌牛馬息延命所 六月吉祥日 敬白

○同 上葦表

奉寄進 願主 徳田文吉源常照建之  
嘉永三龍集 壬子六月吉日

○雨乞記念碑

明治六年曆七月五日  
同 十一月曆六月一日  
同 十六年八月六日  
同 二十五年八月十五日

同 二十六年八月十六日  
同 三十年七月五日

明治三十年八月六日  
建設 且村氏子中

○大旱記念碑

所在 日吉社

昭和十四年八本嶽ハ勿論近藤共ニ未曾有ノ大旱魃ニテ前年冬季ヨリ本春ニカケ  
降雨少ク各地溜池貯水量從テ充分ナラス加之五月十二日ヨリ照リ續キ梅雨中  
ハ疎カ八月末迄殆ト雨ラシキ雨ナカリキ此ノ故ニ七月下旬ニ至ルモ植付不能ノ  
状態多ク茲ニ於テ當日吉神社ニ七月十八日(遠石島御神幸)八月一日及八月十  
八日(社前通夜)ノ三回雨乞祈願ヲナシ御靈顯ノ兩ヲ惠マレシト雖モ如何セン  
其量少クシテ充シ得ス遂ニアラユル人カヲ益シ辛<sub>分</sub>フシテ植付ヲナセシモ村内猶  
八十町歩ノ植付不能ヲ見ル而モ引續ク旱天ノ爲ニ植付セシモノモ殆ト一穂ヲ見  
ル能ハス誠ニ痛心ノ至リナリキ左ニ旱害ノ概數ヲ記シ以テ後年ニ遺ス  
井関村耕作田地總面積六百四十一町歩此ノ中植付不能ノモノ八十町歩植付  
後枯死又ハ虫糞セサルモノ四百五十五町歩  
右ノ内万年江畑溜池掛リ總面積百四十町歩此ノ中植付不能且ノ中央以下流

末三十町半植村後枯死又ハ出穂セサルモノ百八町歩

○庚申塚ニ基

所在 日吉社境内

明治十五年二月 譜中

文政四年己六月八日

○石地藏

所在 同上

文化七七月十四日

三畠萬堂

○徳田讓南翁銅像背側銘

徳田讓南翁ハ安政二年二月西岐波邨土屋家ニ生レ年十七ニシテ徳田家ノ養嗣子トナル資性明敏闊達青年時代君郡村ノ政務ニ参與シ壯ニシテ縣會議員トナリ更ニ衆望ヲ負フテ衆議員議員トナル常ニ地方ノ發展ヲ図リ自治公共事業ハ殆翁ノ関知セサルモノナク誠意人ニ接シ中庸事ヲ處シ冠婚葬祭ノ私事ニ至ル迄翰旋盡カスルヲ樂ミ其ノ成功ヲ見サレハ休マヌ其ノ功績頗大ニ徳望亦高シ茲ニ有志相

詔リ翁ノ功徳ヲ被世ニ傳ヘント念ヒ像ヲ此地ニ建ツ

元吉敷郡南郷十七箇村

大正十年三月

井 開 村 地方有志者

○法華塔

所在 岩倉觀音堂境内

法華塔 一碑

明和六年己丑年七月吉日

願主 道圓木立上座

施主 地下 中

○萬人供養塔

所在 岩倉赤崎

萬人供養塔

文化三 寅 天 二日

願主 大長

○石燈籠

岩倉

護岐國

獻燈

金刀比羅本宮

明治二十七年三月建設

崇敬講社第百五十三號

○岩倉熊野社華表

明治七年甲戌九月

○同手洗石

天保十四日三日

○同千年紀念碑

紀元二千五百五十一年

一千年紀念碑

明治二十四年五月二十二日

發起中

○同社爲居新柱

享保二年

奉寄進權現臺表

氏子中

○秋文宮殿下御登臨所

(丸塚山頂)

○土路石橋碑

所在土路石

吉敷郡井關村有岩倉土路石二橋，傳言距今二百餘年，村民上野氏某嘗自造之，明治十三年修繕議起，村會議員僉言是橋上野謙藏暴祖架之，奪之爲其後者，於是謙藏奮力當其任，拋金貳百餘圓，大修之，後廿四年及三十年，爲大水所圮，亦費金五十餘圓，獨力修之，不煩村民，其惠豈鮮少哉！官賞之，賜以木杯三個，謙藏以爲榮，村民亦賞其功勤之貞石，傳後昆云。明治三十年 岡原圭三撰并書

○青畑大蔵社莖表

享和二年九月

○黒谷溜池補水協定碑

明石川溜池ヨリ流水ニ毎年八月彼岸ヨリ翌年入梅前日迄黒谷溜池ニ補水トシテ引水スルコト依テ將來故障ナキ爲双方關係者之ヲ建設ス  
但雲雀山溜池荒宇ヲ越ザル場合ニ於テハ此限ニアラズ  
大正七年十二月

○源田畑大蔵社莖表

文政五年午九月五日

○野口新平坂石疊記

明治二十年一月造

○供養塔

所在野口

六十六部供養塔

明和八年卯正月廿四日

豊後開宗口

松月法師

願主直音

○馬頭観音

所在野口

刻字不明

○巖島社莖表二

所在同上

文化四年卯九月十六日

(下)

慶應二年寅六月吉日

(上)

○御伊勢山莖表

所在全



寛政十戊十二月

○井関石地藏

享保二丁酉

○井関橋

文化十三正月

昭和十五

○向井関石地藏

文政四己八月吉日

○同金剛院葦表

刻字不明

○赤迫石地藏

享保三六月二十四日

○阿知須巖島明神社葦表

昭和十二年五月

○同石燈籠、内

千時文政十歲丁亥九月二十日

文政十三歲庚寅秋九月十七日

○同

組長

監事

磯中谷村 竹本村 竹本村 河野村 磯野村 竹本村

磯中谷村 竹本村 竹本村 河野村 磯野村 竹本村

孫 松

磯中谷村 竹本村 竹本村 河野村 磯野村 竹本村

磯中谷村 竹本村 竹本村 河野村 磯野村 竹本村

磯中谷村 竹本村 竹本村 河野村 磯野村 竹本村

村上良助義之

天保戊戌、朝使巡視之年奉官命、養鋼於岩屋西去水場礎二丁、自二月至六月、寒風潮害、  
應命之日、澆刺鮮美、不減定額百廿尾、敬捧明燈、以報神恩云、

左屋 工 藤 祐 三 郎  
冲年寄 塩 見 平 治 役 中  
江 口 茂 兵 衛  
當 浦 中

○神興寄進刻記

御神興一社 十人講

昭和七年五月  
式年祭紀念

發起者

小 林 清 左 衛 門  
金 井 善 五 郎  
今 中 直 一 平  
磯 部 祭

○玉橋建築寄附人名表

大正七年七月

(寄附者氏名列記付略才)

所在 繩田

○蛭子大神祭表

文政十二年己丑天春

○同上石燈籠

明治十一年正月十日 繩田氏子口

○蛭子社祭表

明治二十三年一月吉日

○同上石燈籠

明治二十五年六月十七日

○金刀比羅社祭表

天保六年三月吉日

○同上石燈籠

文政十二年十一月

○同上靈宮紀念碑

昭和三年二月吉日

○同上敷地寄附記

國重善兵衛  
十六坪  
小林清左衛門  
六十二坪  
久雲悦藏  
四十五坪

○供養塔

(所在本龍寺境内)

寶曆三乙亥年

奉納六十六部日本回國

四月二十四日

○收ノ江開作用水定約

- 一 井手台輪ノ儀ハ水底ヨリ二寸下ノ事
- 一 井手開板ノ儀ハ只今有掛リ高サ印置其高サヨリ上へ上ケ申間敷事
- 一 井手調替ノ節ハ双方立合高サ印置有掛ヨリ上ケ申間敷事
- 一 金貳百四拾四川堀浚修補トシテ地主ヨリ出金候事
- 一 旱損ノ節ハ此井手ヨリ上ノ井手切落不申様收ノ江小作人へ嚴重申付可申万  
一不心得ノ者有之節ハ現人御捕其損害料金五円差出可申候小作人ヨリ證書  
取附差出可申候
- 一 苗代引水ノ儀ハ一切不仕事
- 一 井手板ノ儀ハ夏至ヨリ掛始ノ事

一 井手開板相用候節ハ日出ヨリ日没マテ尤大朝時分旱水ノ節ハ晝夜共引水給  
別ノ事

- 一 井手守ノ儀ハ塩田開作々人ノ内ヨリ仕ラセ可申事
- 一 井手守給ノ儀ハ地主ヨリ毎年米貳斗五升差出可申事
- 一 夕立雨ノ節ハ井手板早速取除可申事
- 一 雨天ノ節ハ井手開板中柱取除可申雨天ニテモ收ノ江開作用水樋へ水来リ不  
申節ハ格別ノ事

右之條々相違無之候也

明治十三年

收ノ江開作地主  
仲裁人

塩田開作地主惣代

萩町	菊屋孫太郎
上杉	高二郎
徳永	儀兵衛
藤岡	治郎
原田	喜市
藤重	卯工
原田	榮吉



正誤表

頁	四	六七	一〇六	一〇六	一三五
行	一	一三	二	一〇	五
誤	訓點	幼燈會	百姓町人(一)	甲(一)	詳した
正	訓點	幼燈會	百姓町人(一)	甲(一)	詳した

昭和十六年十二月一日印刷  
 昭和十六年十二月六日發行(非売品)  
 編輯者 山口縣教育研究所  
 印刷者 山崎 嶋  
 印刷者 山口市清水三三九四  
 印刷者 下井田 清  
 印刷所 山口市清水町  
 印刷所 山口筆耕社  
 發行所 山口縣教育研究所  
 發行所 阿知須町役場

終

